


<p>・山間住宅地</p>  <p>志津川</p>	<p>○ 里山に調和する建築物形態に配慮していきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里山の環境に調和した集落景観の保全
<p>6) 商業地景観</p>  <p>六地蔵</p>	<p>○ それぞれの商業地にふさわしい景観づくりに取り組みましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧街道を活用した景観づくり ・ 商業地景観と歴史的景観との調和 ・ 六地蔵と大久保では、市の北と南の玄関口としての景観を形成
<p>7) 工業地景観</p>  <p>府道宇治淀線沿道の工場</p>	<p>○ 周辺地域をはじめ、遠くからの視線にも配慮した景観づくりに取り組みましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物及び工作物のデザインに配慮 ・ 周辺地域との調和 ・ 敷地内及びその周辺の緑化推進

4-1-4 景観計画等により景観形成を図る地区の候補

景観計画、景観地区、地区計画、景観協定、建築協定により良好な景観形成を図る地区の候補地として、例えば下記の地区が考えられますが、これらの地区に限らず、住民が主体となって快適でうるおいのある景観づくりのための活動をすすめていきましょう。

宇治市は、その活動を支援するために、助成制度や表彰制度の実現に向けて取り組みます。

景観形成を図る地区の候補	
○	1) 三室戸寺周辺
	2) 宇治陵周辺
○	3) 安養寺周辺の旧集落
	4) 炭山陶芸村
○	5) 旧大和街道の巨椋神社周辺
	6) 旧大和街道の新田周辺
	7) 旧奈良街道の木幡周辺
	8) 巨椋池干拓田
	9) 巨椋池干拓田内の茶園
	10) 木幡池周辺
	11) 六地藏の商業地
	12) 大久保の商業地
○	景観計画重点区域の拡大の候補地



第5章 景観計画の区域

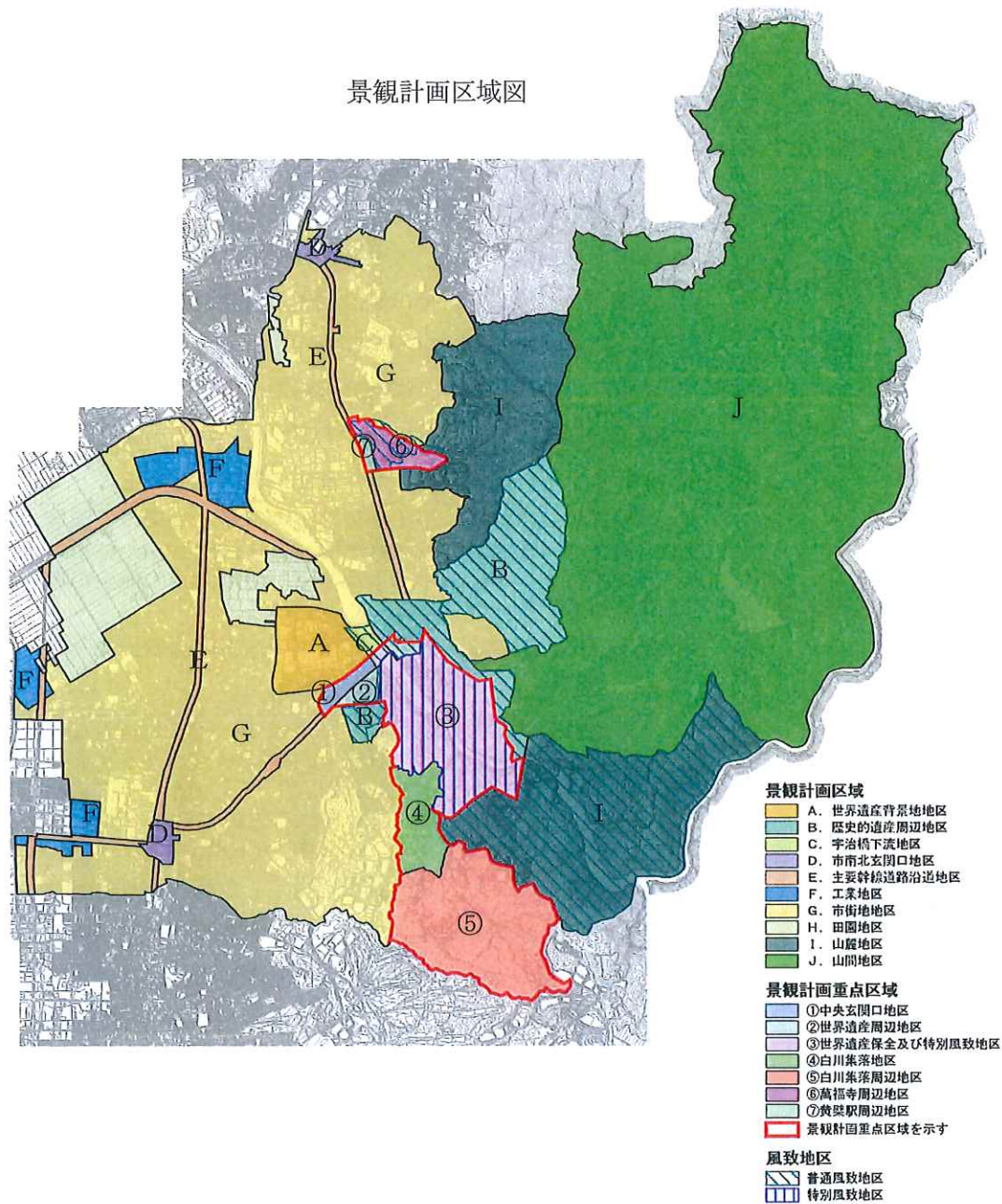


第5章 景観計画区域と概要

5-1 景観計画区域

宇治市は、「景観法」及び「宇治市景観計画」を活用しながら、市民の財産である市内の歴史的景観を保全・継承し、また市民と行政が協働して快適でうるおいのある景観づくりをすすめていくために、市内全域を「景観計画区域」とします。

そして、「景観計画区域」を以下の17の区域に分け、それぞれの地域の特性に応じた景観の形成に努めます。



5-2 概要

地区名称		概要
景 観 計 画 区 域	A：世界遺産背景地地区	<p>用途地域としては工業地域及び準工業地域である。世界遺産（平等院、宇治上神社）から見て背景地にあたり、JR宇治駅北口に接し、事業所等が地区の大半を占めている。</p> <p>昭和初期に産業基盤が形成された一団の工業集積地で、大規模工場を中心に多くの中小工場が立地するほか、大規模商業施設、マンション、戸建て住宅等の多用途が混在する。</p>
	B：歴史的遺産周辺地区	<p>世界遺産（平等院、宇治上神社）の周辺にあたり、三室戸寺、菟道稚郎子宇治墓、お茶と宇治のまち歴史公園、善法寺、茶園などの地域資源を有し、五雲峰や明星山などの市街地近郊の山麓丘陵地とともに、歴史と自然景観が豊かな地区であり、大半が風致地区（高さ制限15m）に指定されるほか、その他の住居系用途地域には高度地区（高さ制限10m～20m）が指定されており、眺望が確保されている。また、市街地近郊の山麓丘陵地は市街化調整区域に指定されるほか、天下峰へと続く山並みスカイラインへの広大なパノラマ景観が広がっている。</p>
	C：宇治橋下流地区	<p>世界遺産（平等院、宇治上神社）を結ぶ宇治橋の下流域にあたり、地区全体が風致地区（高さ制限15m）に指定されており、宇治橋から下流を望む河川景観の保全が確保されている。</p> <p>また、宇治川の水辺を通して天下峰～五雲峰の山並みスカイラインを一望することができる。</p>
	D：市南北玄関口地区	<p>六地藏駅周辺及び大久保駅周辺にあたり、商業地域及び近隣商業地域に指定され、広域的な交通ターミナルを中心に商業施設やマンション等が集積している。旧奈良街道の街並みは、豊臣秀吉が建設した伏見城下町の町割りの遺構で、一丁目・札ノ辻・紺屋町などの小字はその頃の遺称である。六地藏駅北側では、地区計画を指定した高度利用を促進しており、景観に配慮された駅の改修や広場が整備されており、また六地藏駅周辺や旧奈良街道では、高さを規制し、道路沿いに一定の奥行きを持った規則的な街並みを有する地区を形成している。</p>

E : 主要幹線道路沿道地区	<p>市内の主要幹線道路である府道京都宇治線、宇治淀線、城陽宇治線、国道 24 号及び京滋バイパス側道の沿道（道路端から約 25 m）を対象にしている。ただし、B・D 地区および景観計画重点区域内の沿道は除く。</p> <p>沿道の建築物は概ね低層であり、とりわけ城陽宇治線は典型的なロードサイド型の土地利用が形成されている。</p> <p>また、国道 1 号及び国道 24 号の一部は市街化調整区域内を通ることから、雄大な田園景観を眺望できる。</p>
F : 工業地区	<p>工業地域に指定されており、槇島地区では中小製造業等の工場が集積し、大久保地区では多様な業種の工場・事業所等の多用途が混在している。</p> <p>大久保地域の一部では、高さの規制を設定し住工混在を避けるため建築物の用途等の制限を設け市街地環境の形成が図られている。</p>
G : 市街地地区	<p>A～F 地区、H～J 地区、重点地区以外の市街化区域内にあたり、住居系用途地域を中心として準工業地域や近隣商業地域を含む地区である。</p> <p>旧大和街道・旧奈良街道・宇治橋周辺などの街道筋や、天下峰～五雲峰の山麓を中心に形成された旧集落と、昭和 30 年代後半からの比較的敷地の大きい丘陵住宅地や平地での小規模住宅地など、多様な年代の住宅地が混在し、それぞれの時代を背景としたまちなみ景観が重層的に共存している。</p>
H : 田園地区	<p>市街化調整区域内の農地および湖沼にあたり、巨椋池干拓田や槇島の田畑・茶園、木幡池などで構成されるパノラマ景観が広がる地区である。</p> <p>四季折々の景色を楽しむことができるとともに、身近に自然の潤いや安らぎが感じられる。</p>
I : 山麓地区	<p>天下峰～五雲峰の山麓丘陵地として、河川軸である宇治川から東側を眺望した尾根筋を結んだ山並みスカイラインが南北に連なり、また、宇治川上流に広がる山麓は緑豊かな大パノラマ景観を形成しており、一部風致地区に該当する。</p> <p>市街地に隣接する部分では黄檗公園やゴルフ場が整備されている。</p>
J : 山間地区	<p>山麓より東側に広がる山間地で、市街化調整区域及び都市計画区域外にあたる。</p> <p>谷あい形成された山間集落地では石積棚田や里山など、昔ながらの集落地景観を望むことができる。</p>

景観計画区域のうち、特に景観に配慮すべき区域として「景観計画重点区域」を以下に定め、それぞれの地区ごとに特色のある景観の保全・形成に努めます。

地区名称	概要
重点地区 1：中央玄関口地区	<p>宇治市の中央玄関口である JR 宇治駅の東側にあたり、本市の中核拠点の一角として商業地域、近隣商業地域に指定されている。また、JR 宇治駅南口周辺や宇治橋通り沿いは、地域住民の日常生活の場となっており、飲食店や土産物屋等が数多く立ち並び、観光の拠点地区として多くの観光客が集まるにぎわいのある地区である。</p>
重点地区 2：世界遺産周辺地区	<p>本市の中核拠点の一角を構成し、世界遺産（平等院、宇治上神社）の背後地にあたる。第一種住居地域及び近隣商業地域に指定され、また、大半が風致地区（高さ制限 15m）に指定されている。</p> <p>東西南北に基盤目状に走る本町通り・縣通り・伍町通りなどの道路を基本としながら、そこを斜めに宇治橋通りが貫き、これらが作り出す三角形の街区が市街地の基本形となっており、近年の発掘調査において、宇治地区の各所から平安後期の邸宅跡や庭園跡、道路遺構が発見された。また、世界遺産に接近する歴史のある地区であり、歴史性や統一感のある建物が広がっている。</p>
重点地区 3：世界遺産保全及び特別風致地区	<p>世界遺産（平等院、宇治上神社）の周辺は第一種住居地域で、それ以外は市街化調整区域である。</p> <p>宇治橋の上流域にあたり、世界遺産の平等院及び宇治上神社を有するとともに、宇治川兩岸の仏徳山及び槇ノ尾山などの山麓丘陵地により構成されており、地区全域が特別風致地区（高さ制限 10m）に指定されているほか、風致地区（高さ制限 15m）、琵琶湖国定公園区域にも指定されており、眺望が確保されている。</p>

重点地区 4：白川集落地区	重点地区 3 から続く南北に細長い小盆地の谷あい位置し、国の重要文化財である白山神社拝殿を有する地区で、棚田や段丘状に連なる茶園、昔ながらの石積み塀や板塀、白壁の残る集落のまちなみ、それらを取り囲む里山の緑が一体となった景観を形成している。また、室町後期に勃興していた中宇治における茶栽培の影響を受け、白川においても茶園が広がっていき、まとまった茶園が維持されている。
重点地区 5：白川集落周辺地区	重点地区 4 から続く小盆地の谷あい位置し、覆下栽培等の茶園や棚田状の田畑が広がる山間地で、沿道には製茶工場のほか小規模な工場等が立地している。
重点地区 6：萬福寺周辺地区	歴史的遺産であり国の重要文化財である萬福寺を有する地区である。 萬福寺周辺は旧街道沿いの趣ある雰囲気を継承するため、建物外構や敷地内緑化等が積極的に行われ、緑豊かな景観が形成されている。また、地区内に勾配屋根のある民家が多く、道路舗装の高質化も行われており、趣のある旧街道沿いの雰囲気が現在も継承されている。
重点地区 7：黄檗駅周辺地区	歴史的遺産を有する地区に隣接し、JR黄檗駅前にあたり府道京都宇治線が縦断することから、住宅を中心に沿道サービス型の建築物が混在し、多様な景観が形成されている。

景観上重要な道路を景観形成道路として以下に定め、その沿道ごとに特色のある景観の保全・形成に努めます。

地区名称	概 要	景観形成道路
平等院表参道地区	<p>主に J R 宇治駅から宇治橋通りを通過して平等院へ訪れる人の主要な動線であり、特別風致地区及び国定公園に指定され景観が守られている。</p> <p>本地区の 2 路線は、宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定され、無電柱化や道路舗装の高質化が行われたことから、町家風あるいは蔵造り風の意匠を継承した建築物との一体的な景観が形成されている。</p>	<p>府道平等院線 市道宇治 233 号線</p>
宇治橋東詰地区	<p>宇治橋東詰に位置し、世界遺産への観光動向の起終点となっている近隣商業地域、および風致地区である。京滋バイパス宇治東 I C を利用して世界遺産（平等院、宇治上神社）へ訪れる人の主要な動線を有する地区である。また、京阪宇治駅前は、比較的新しい建築物が立地する地区である。</p>	<p>府道京都宇治線 市道京阪宇治駅前線</p>
あさぎり通り、さわらびの道周辺地区	<p>宇治川や仏徳山（大吉山）の裾野部分にあたり、自然的な景観要素に囲まれた商業集積地であり、宇治上神社、平等院等の観光動線上に位置している。</p> <p>本地区は国定公園内であり、かつ、特別風致地区（一部風致地区）内であり、眺望景観が守られている。本地区のすべての路線が宇治の文化的景観の景観重要構成要素に特定され、無電柱化や道路舗装の高質化、サクラ等の植樹や敷地内の緑化により、うるおいのある美しい通り景観が形成されている。</p>	<p>府道宇治公園線 市道宇治志津川線 市道宇治 18 号線 市道宇治 6 号線 市道乙方三番割線</p>

<p>大津南郷宇治線地区</p>	<p>世界遺産平等院を中心として、縣神社や橋姫神社等の歴史的遺産と伝統的町家が残る府道大津南郷宇治線（一部は縣通り）沿いなど、宇治の文化的景観の景観重要構成要素を形成するエリアと、宇治川左岸から上流に向かっていくエリアに大きく分けられ、特別風致地区及び風致地区に指定されている。また、本地区のすべての路線が宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定され、特に平等院周辺においては道路舗装の高質化により、平等院周辺のまちなみの連続性が確保された。</p>	<p>府道大津南郷宇治線 市道山王仙郷谷線 市道宇治 31 号線</p>
<p>平等院周辺地区</p>	<p>宇治川左岸に位置し、特別風致地区および国定公園に指定されている。来訪者が世界遺産平等院へアクセスする主要な観光動線として、また、塔の島および朝霧橋を介して宇治上神社へ至る回遊路となっている。</p> <p>土産物屋や飲食店が立ち並び、明治から昭和初期にかけての旅館群も見られるほか、平等院付近ではサクラ、マツ、モミジ等が植栽され、水と緑と歴史が融和した情緒ある景観が形成されている。また、市道宇治 233 号線（あじろぎの道）は宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定されており、無電柱化や道路舗装の高質化等が行われ、明治から昭和初期にかけての旅館群等との一体的な通り景観が形成され、周辺一帯の回遊する観光動線上に位置する。</p>	<p>府道大津南郷宇治線 市道宇治 233 号線</p>

<p>宇治橋若森線地区</p>	<p>宇治市の中核拠点として、沿道は商業地域・近隣商業地域に指定されており、高層住宅やホテル、業務ビル等が立地している。JR宇治駅南口広場を中心に東西に延びる通りであり、東方は名神高速道路宇治東ICに至り、西方は宇治市役所に至るなど、広域的な交通動線の要衝に位置し、JR宇治駅前周辺は宇治市の中央玄関口として一部区間で無電柱化や歩道舗装の高質化が行われ、宇治橋通りへと続く景観の連続性が確保されている。</p>	<p>府道宇治淀線 市道 JR 宇治駅前広場線</p>
<p>宇治橋通り地区</p>	<p>JR宇治駅から世界遺産（平等院、宇治上神社）へ向かう観光客の主要な動線上に位置し、露商店が立ち並び歴史的な建築物が混在している。また、中近世の道を継承する市道宇治橋線（宇治橋通り）は、沿道に茶師屋敷や茶商建物といった伝統的町家等の歴史的意匠を有する建築物が多く立ち並ぶことから、無電柱化や道路舗装の高質化が行われ、軒線が揃った風格のある見通し（ビスタ）景観が形成されている。</p>	<p>市道宇治橋線 市道 JR 宇治駅前線 市道宇治 395 号線</p>
<p>本町通り地区</p>	<p>縣神社と宇治神社御旅所を結ぶ世界遺産平等院の背後地にあたり、第一種住居地域かつ一部風致地区内に指定されており、良好な住宅地が広がっている。</p>	<p>市道県神社御旅線</p>

第6章

良好な景観の形成のための行為の制限



第6章 良好な景観の形成のための行為の制限

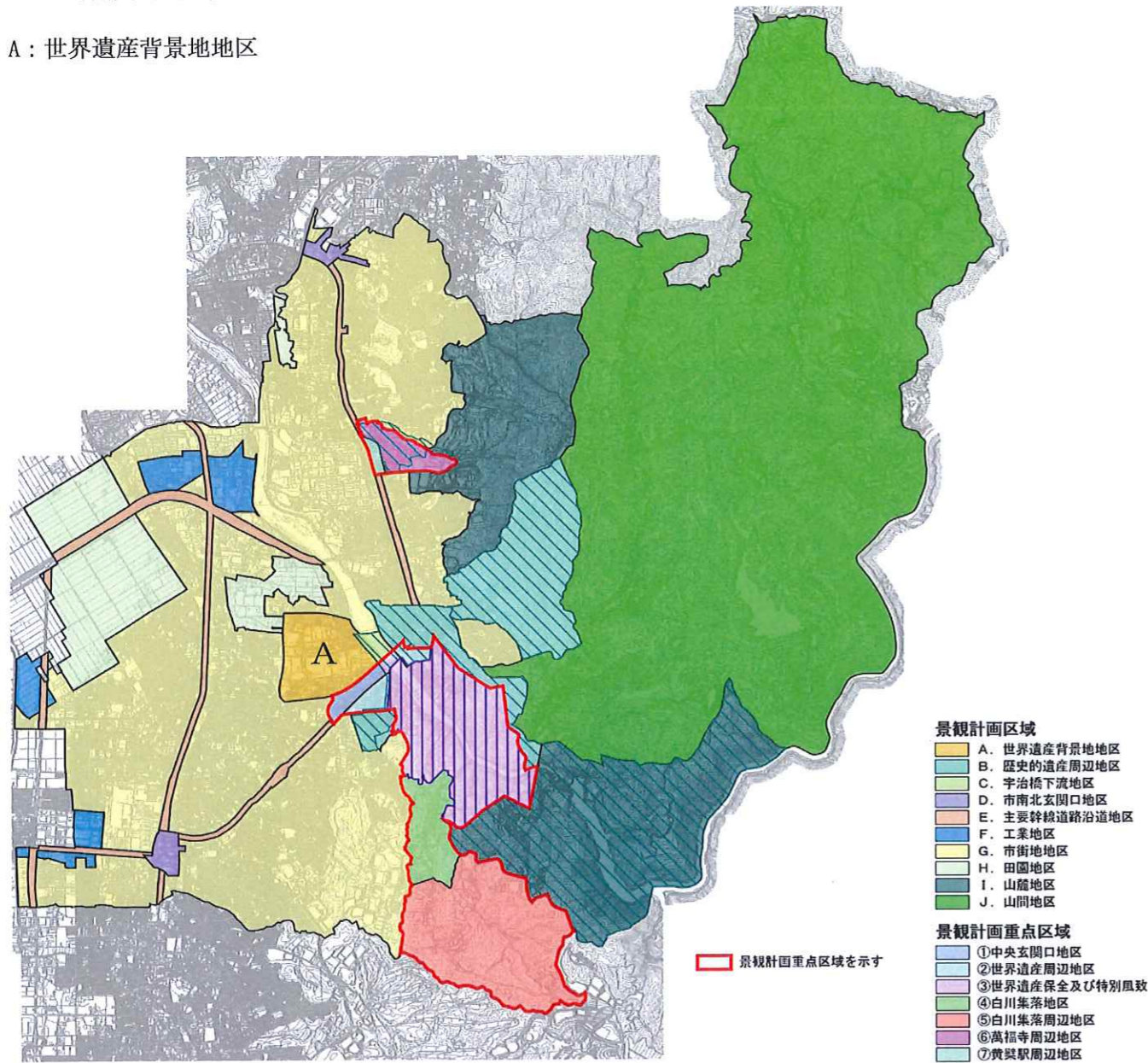
6-1 景観計画による行為の制限

良好な景観の形成に関する方針を踏まえ、これを実現するため、景観計画区域内のA～Jにおける景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為等および景観計画重点区域内の建築行為等を対象とし、建築物等の意匠・形態、色彩、緑化などに係る行為の制限を以下に定めます。

また、景観法に基づく届出のあった建築行為等については、良好な景観の形成は個々の条件によって異なることから、必要に応じて景観に関する相談員（以下、通称「景観アドバイザー」）の意見を聞き、助言・指導を行います。

6-1-1 景観計画区域における行為の制限

A：世界遺産背景地地区



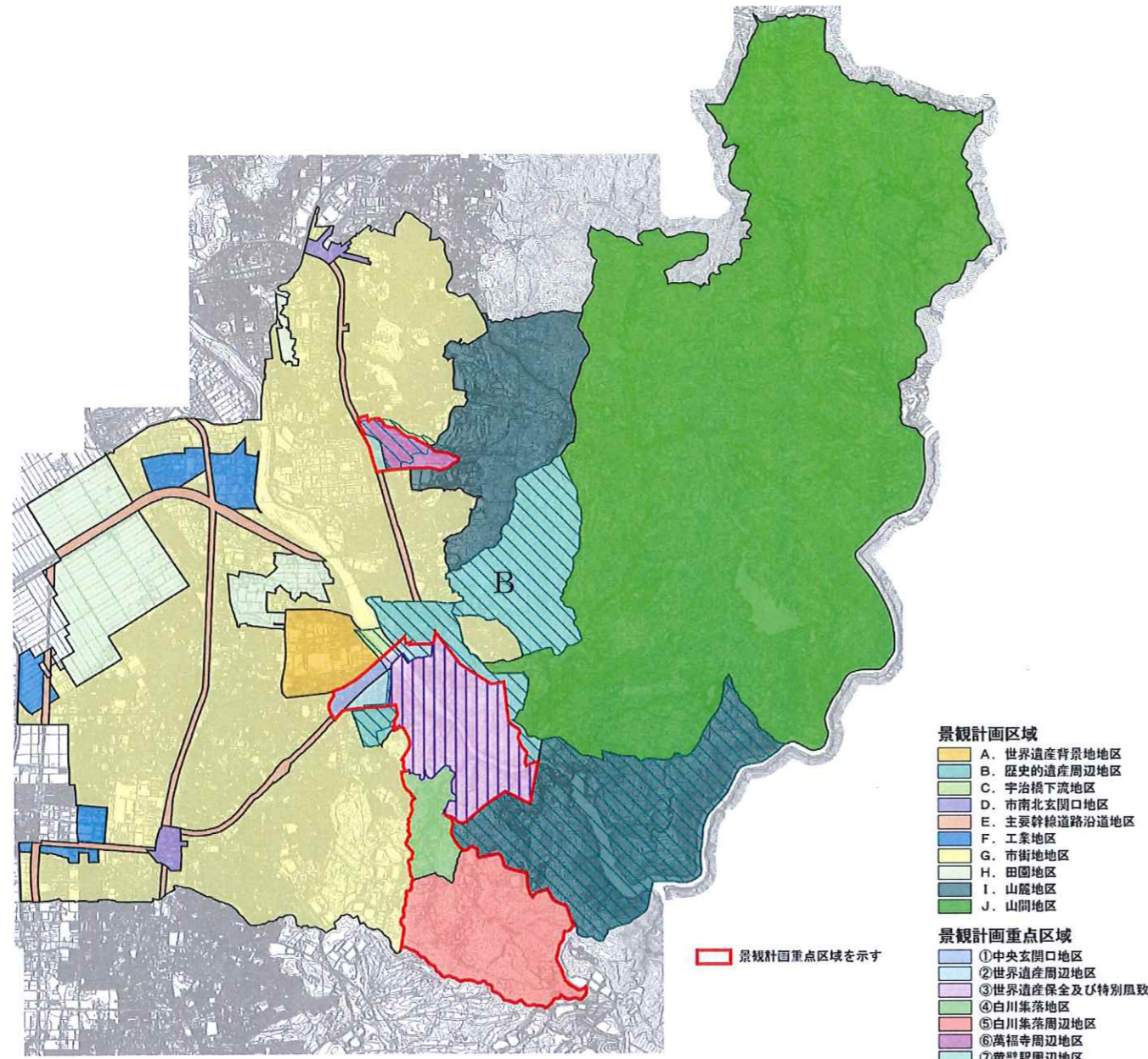
【A：世界遺産背景地地区】

地区の概要	用途地域としては工業地域及び準工業地域である。世界遺産（平等院、宇治上神社）から見て背景地にあたり、JR宇治駅北口に接し、事業所等が地区の大半を占めている。昭和初期に産業基盤が形成された一団の工業集積地で、大規模工場を中心に多くの中小工場が立地するほか、大規模商業施設、マンション、戸建て住宅等の多用途が混在する。
誘導の視点	世界遺産の背景地となることから、特に高さのある建築物や工作物について景観的な配慮を求め、平等院から見た眺望景観の保全に留意する。また、工業地であるため、無機質な景観となることを避けるとともに、積極的な緑化の誘導を図るなど、ゆとりとうるおいのある工業地景観の創出・育成を進める。

景観形成誘導指針

項目	誘導基準	
共通	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、世界遺産から見えないよう努める。
	配置	○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○道路側に有効な広場、公開空地を必要に応じて確保する。
	意匠全般	○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわない形状、色彩およびデザインとする。 ○世界遺産の背景地および宇治市の中央玄関口として、世界遺産や周辺のまちなみに調和した色彩およびデザインとする。
建築物	屋根	○美しいまちなみの創造に寄与する屋根形状とする。
	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
	屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
色彩	屋根	○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
緑化（植樹・植栽）	○世界遺産を有し、豊かな自然景観をもつ宇治らしい景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○壁面後退による道路等に面する部分は、開放性のある緑化を積極的に行う。	
工作物	意匠全般	○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわないようにする。
	色彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。
植栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

B：歴史的遺産周辺地区



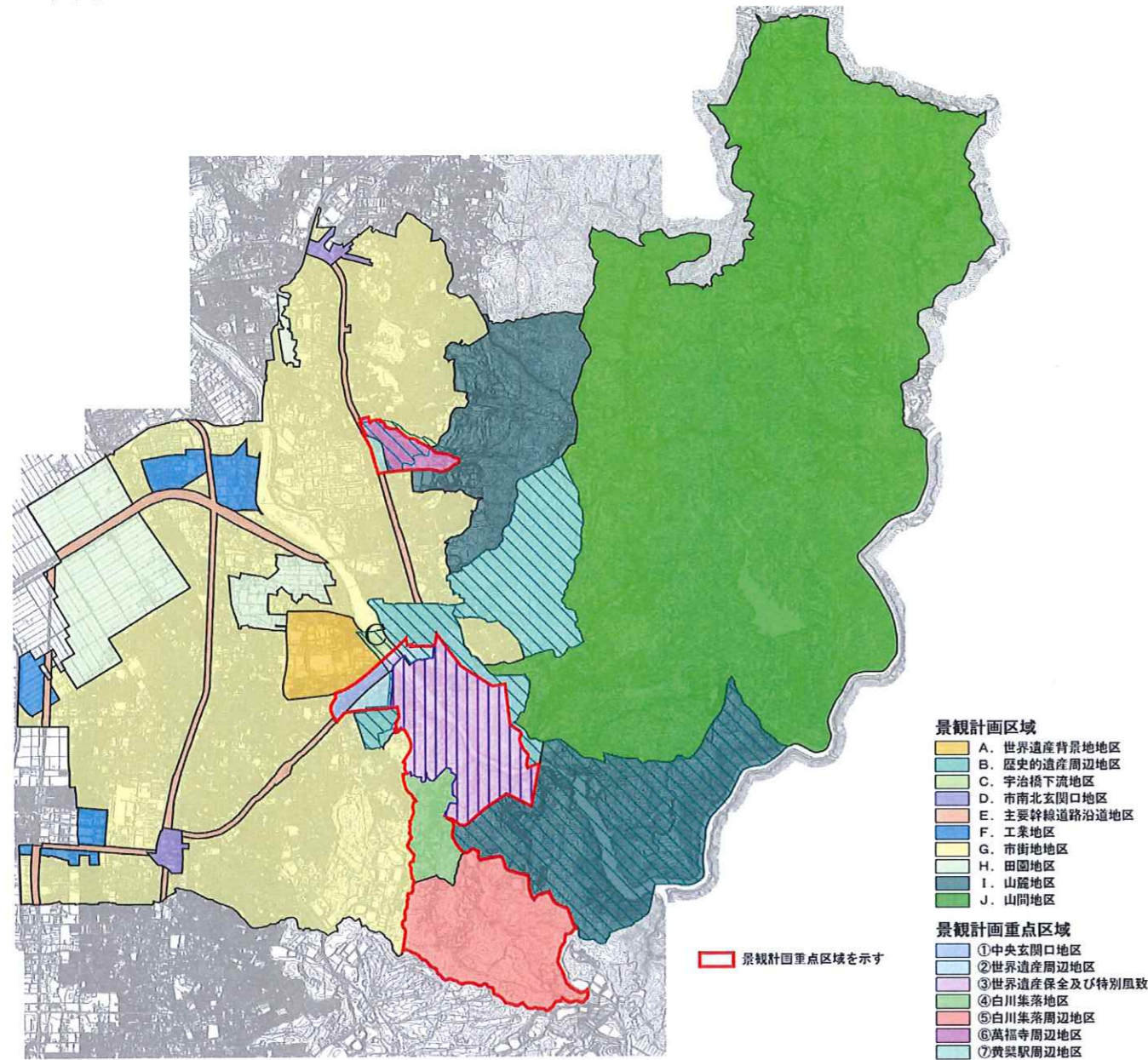
【B：歴史的遺産周辺地区】

地区の概要	世界遺産（平等院、宇治上神社）の周辺にあたり、三室戸寺、菟道稚郎子宇治墓、お茶と宇治のまち歴史公園、善法寺、茶園などの地域資源を有し、五雲峰や明星山などの市街地近郊の山麓丘陵地とともに、歴史と自然景観が豊かな地区であり、大半が風致地区（高さ制限 15m）に指定されるほか、その他の住居系用途地域には高度地区（高さ制限 10m～20m）が指定されており、眺望が確保されている。また、市街地近郊の山麓丘陵地は市街化調整区域に指定されるほか、天下峰へと続く山並みスカイラインへの広大なパノラマ景観が広がっている。
誘導の視点	世界遺産（平等院、宇治上神社）から続く緩衝地として、天下峰や五雲峰などの山麓丘陵地を保全していく必要がある。また、これらの自然と世界遺産との歴史が融和した良好な風致を保全するとともに、世界遺産との一体感が感じられるまちなみ景観を創出・育成を進める。

景観形成誘導指針

項目	誘導基準		
共通	配置	<ul style="list-style-type: none"> ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○立地場所が道路の正面に位置する場合は、道路からの正面性を確保する。 ○周辺建築物との壁面の位置に配慮する。（壁面線は、周辺に揃える。） ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車場等は、道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。 	
	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ○世界遺産および歴史的遺産の景観を損なわないよう工夫し、周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○地階を除く階数が3以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において3階以上は2階壁面より3m後退させる。 	
建築物	屋根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。	
	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。	
	屋上設備	○屋上に設備は、設けない。	
	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。	
	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。	
	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。	
	付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 	
	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は <ul style="list-style-type: none"> 2.5R～10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR～10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y～10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY～7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 <ul style="list-style-type: none"> 2.5R～10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR～10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y～7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY～10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
	緑化（植樹・植栽）	<ul style="list-style-type: none"> ○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○敷地内に地域の歴史の伝承や景観形成に寄与している木竹が現存するときは、その保全を行う。 	
工作物	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、世界遺産から見えないよう努める。 ○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い目立たないように工夫する。 	
	色彩	○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。	
	植栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

C : 宇治橋下流地区



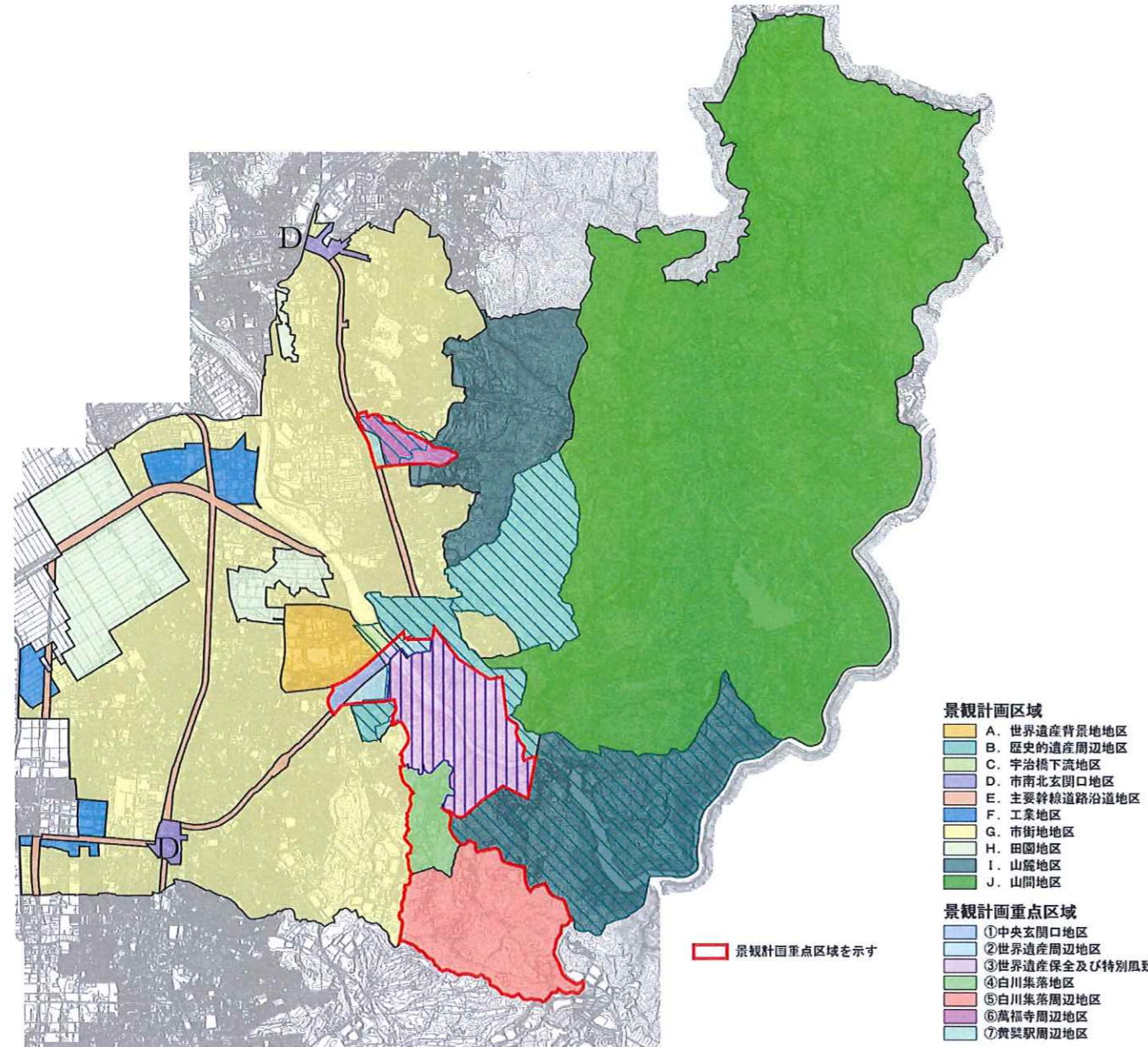
【C : 宇治橋下流地区】

地区の概要	世界遺産（平等院、宇治上神社）を結ぶ宇治橋の下流域にあたり、地区全体が風致地区（高さ制限 15m）に指定されており、宇治橋から下流を望む河川景観の保全が確保されている。また、宇治川の水辺を通して天下峰～五雲峰の山並みスカイラインを一望することができる。
誘導の視点	宇治川の上流側と下流側の連続性のある景観の確保や宇治橋の下流側の河川景観の保全に努める。また、宇治川の水辺から市街地近郊の山麓丘陵地、山並みスカイラインへと続く広大なパノラマ景観を保全し継承する。

景観形成誘導指針

項目	誘導基準		
共通	配置	<ul style="list-style-type: none"> ○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○立地場所が道路の正面に位置する場合は、道路からの正面性を確保する。 ○周辺建築物との壁面の位置に配慮する。（壁面線は、周辺に揃える。） ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車場等は、道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。 	
	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ○世界遺産および歴史的遺産の景観を損なわないよう工夫し、周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○地階を除く階数が3以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において3階以上は2階壁面より3m後退させる。 	
建築物	意匠・形態	屋根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。
		壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋上設備	○屋上に設備は、設けない。
		屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○世界遺産や道路等から見えないようにする。
		建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○無機質な素材（コンクリート、ブロック等）の使用は、避ける。
色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ○いぶし和瓦のような色彩とする。 ○屋根の色彩は <ul style="list-style-type: none"> 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。 	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。 	
	緑化（植樹・植栽）	<ul style="list-style-type: none"> ○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○敷地内に地域の歴史の伝承や景観形成に寄与している木竹が現存するときは、その保全を行う。 	
工作物	意匠全般	○世界遺産周辺の景観を守るため、世界遺産から見えないよう努めるとともに周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないように工夫する。	
	色彩	○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。	
	植栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

D：市南北玄関口地区



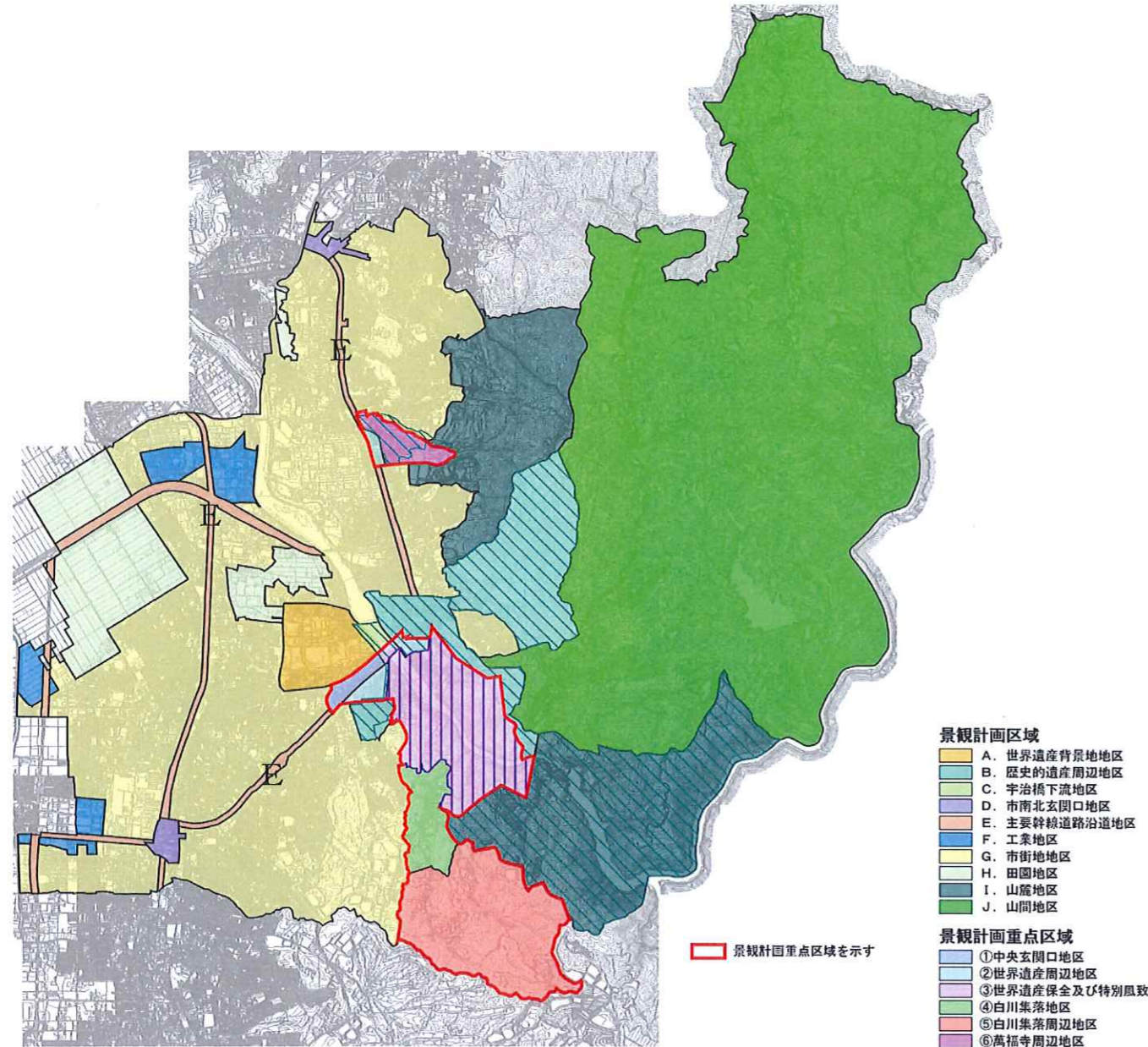
【D：市南北玄関口地区】

地区の概要	六地藏駅周辺及び大久保駅周辺にあたり、商業地域及び近隣商業地域に指定され、広域的な交通ターミナルを中心に商業施設やマンション等が集積している。旧奈良街道の街並みは、豊臣秀吉が建設した伏見城下町の町割りの遺構で、一丁目・札ノ辻・紺屋町などの小字はその頃の遺称である。 六地藏駅北側では、地区計画を指定した高度利用を促進しており、景観に配慮された駅の改修や広場が整備されており、また六地藏駅周辺や旧奈良街道では、高さを規制し、道路沿いに一定の奥行きを持った規則的な街並みを有する地区を形成している。
誘導の視点	宇治市の北と南の玄関口として、にぎわいと活力のある都市空間の形成を図りつつ、訪れた人に対して宇治市の印象を高めるための質の高い景観を創出・育成を進める。

景観形成誘導指針

項目	誘導基準		
共通	配置	○道路側に有効な広場および公開空地をできるだけ設置する。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車場の出入口は、2つ以上の道路に面する場合についてはできるだけ背面又は側面道路を利用するようにし、1つの道路に面する場合については歩道等に配慮し最小限となるようにする。	
	意匠全般	○美しいまちなみの創造に寄与するよう、宇治市の玄関口にふさわしいまちなみとして調和した色彩およびデザインとなるよう工夫する。	
建築物	意匠・形態	屋上設備	○基本的には建築物内に收容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。	
色彩	屋根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。	
	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。	
緑化(植樹・植栽)	○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○壁面後退による道路等に面する部分は、開放性のある緑化を積極的に行う。		
工作物	意匠全般	○周辺との調和に配慮した色彩およびデザインとする。	
	色彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。	
	植栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

E：主要幹線道路沿道地区



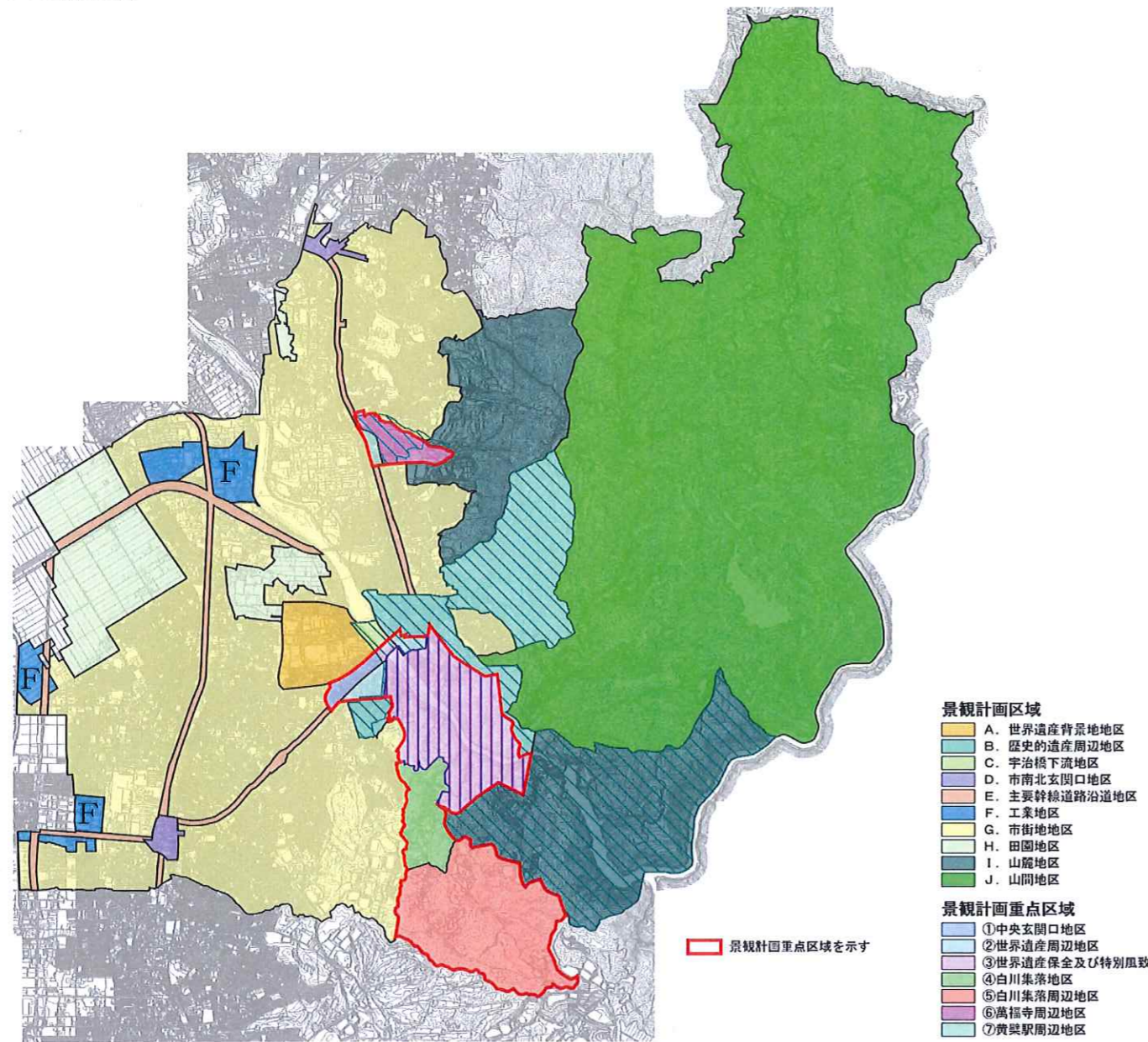
【E：主要幹線道路沿道地区】

地区の概要	市内の主要幹線道路である府道京都宇治線、宇治淀線、城陽宇治線、国道24号及び京滋バイパス側道の沿道（道路端から約25m）を対象にしている。ただし、B・D地区および景観計画重点区域内の沿道は除く。沿道の建築物は概ね低層であり、とりわけ城陽宇治線は典型的なロードサイド型の土地利用が形成されている。また、国道1号及び国道24号の一部は市街化調整区域内を通ることから、雄大な田園景観を眺望できる。
誘導の視点	主要幹線道路として秩序ある見通し（ビスタ）景観を保全・創出・育成する。うるおいと風格ある沿道景観形成にむけて、特に屋外広告物は規制や景観誘導と合わせた啓発を進め、秩序のある沿道景観の育成に努める。

景観形成誘導指針

項目	誘導基準																	
共通	配置	○道路側に有効な広場および公開空地をできるだけ確保する。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。																
	意匠全般	○道路に面する側だけでなく、それ以外の面についても沿道景観の調和に配慮する。 ○歴史的な建築物および公共施設の外観並びに周辺のまちなみの景観と調和し、かつ、均整のとれた色彩およびデザインとする。																
建築物	意匠・形態	屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。															
		屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。															
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。															
		建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。															
	付帯施設	○駐車場、自転車置き場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。																
	色彩	屋根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>2.5R~10R</td> <td>明度5以下</td> <td>彩度6以下</td> </tr> <tr> <td>2.5YR~10YR</td> <td>明度4.5以下</td> <td>彩度10以下</td> </tr> <tr> <td>1Y~10Y</td> <td>明度4.5以下</td> <td>彩度6以下</td> </tr> <tr> <td>2.5GY~7.5PB</td> <td>明度4.5以下</td> <td>彩度6以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 N1.0~N7.5</td> <td>明度4.5以下</td> <td>彩度6以下</td> </tr> </table> を基調とする。	2.5R~10R	明度5以下	彩度6以下	2.5YR~10YR	明度4.5以下	彩度10以下	1Y~10Y	明度4.5以下	彩度6以下	2.5GY~7.5PB	明度4.5以下	彩度6以下	無彩色 N1.0~N7.5	明度4.5以下	彩度6以下
		2.5R~10R	明度5以下	彩度6以下														
	2.5YR~10YR	明度4.5以下	彩度10以下															
	1Y~10Y	明度4.5以下	彩度6以下															
	2.5GY~7.5PB	明度4.5以下	彩度6以下															
無彩色 N1.0~N7.5	明度4.5以下	彩度6以下																
外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>2.5R~10R</td> <td>明度5以上</td> <td>彩度6.5以下</td> </tr> <tr> <td>2.5YR~10YR</td> <td>明度5以上</td> <td>彩度6.5以下</td> </tr> <tr> <td>1Y~7.5Y</td> <td>明度7以上</td> <td>彩度6以下</td> </tr> <tr> <td>2.5GY~10RP</td> <td>明度7以上</td> <td>彩度2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 N1.0~N7.5</td> <td>明度7以上</td> <td>彩度2以下</td> </tr> </table> を基調とする。	2.5R~10R	明度5以上	彩度6.5以下	2.5YR~10YR	明度5以上	彩度6.5以下	1Y~7.5Y	明度7以上	彩度6以下	2.5GY~10RP	明度7以上	彩度2以下	無彩色 N1.0~N7.5	明度7以上	彩度2以下		
2.5R~10R	明度5以上	彩度6.5以下																
2.5YR~10YR	明度5以上	彩度6.5以下																
1Y~7.5Y	明度7以上	彩度6以下																
2.5GY~10RP	明度7以上	彩度2以下																
無彩色 N1.0~N7.5	明度7以上	彩度2以下																
緑化（植樹・植栽）	○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○壁面後退による道路等に面する部分は、開放性のある緑化を積極的に行う。																	
工作物	意匠全般	○周辺との調和に配慮した色彩およびデザインとする。																
	色彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。																
	植栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。																

F：工業地区



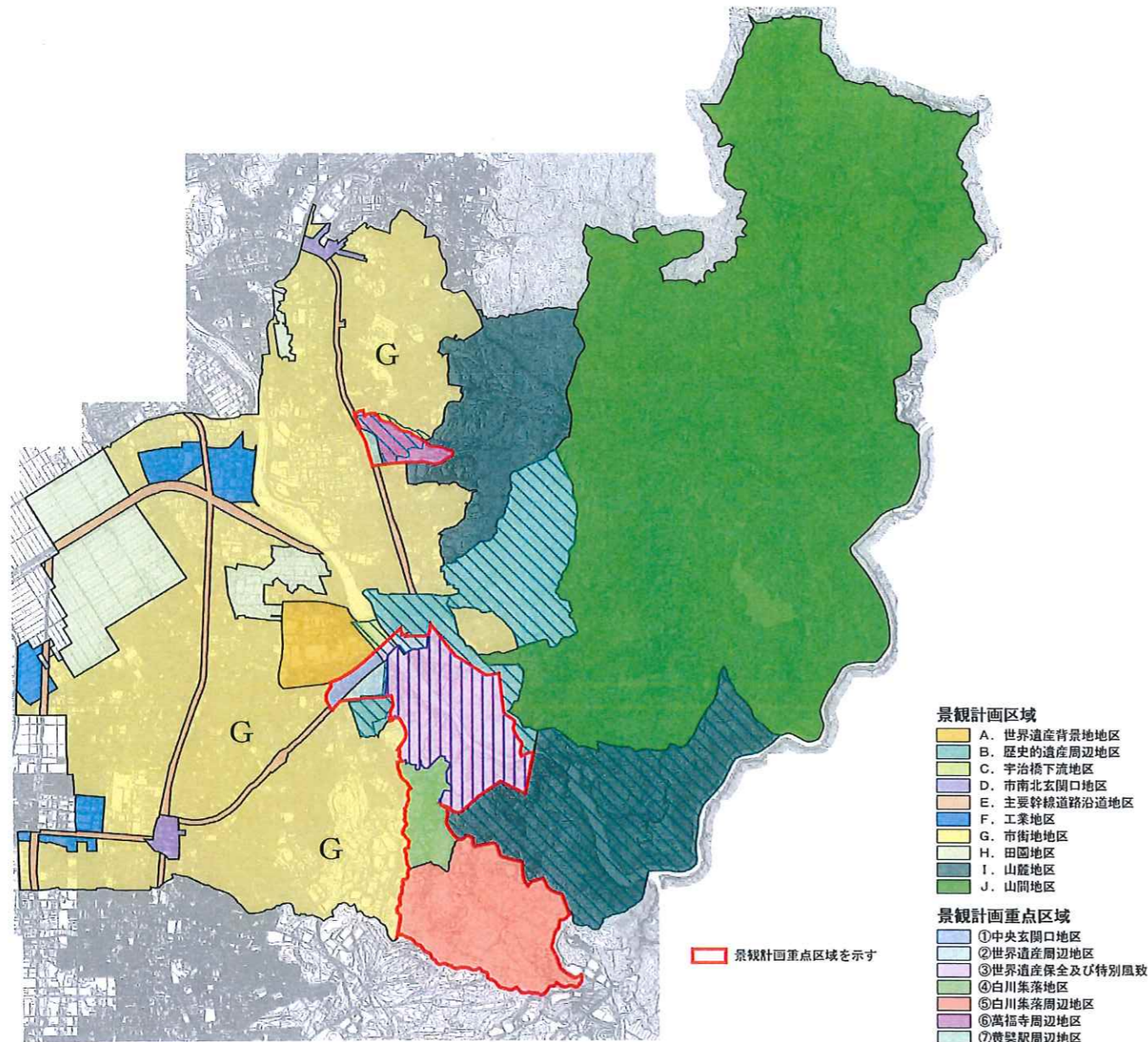
【F：工業地区】

地区の概要	工業地域に指定されており、広島地区では中小製造業等の工場が集積し、大久保地区では多様な業種の工場・事業所等の多用途が混在している。大久保地域の一部では、高さの規制を設定し住工混在を避けるため建築物の用途等の制限を設け市街地環境の形成が図られている。
誘導の視点	無機質な景観となることを避けるとともに景観面及び環境面にも配慮し、特に積極的な緑化の誘導を図るなど、ゆとりのある工業地景観を創出・育成を進める。

景観形成誘導指針

項目	誘導基準		
共通	配置 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。		
	意匠全般 ○美しいまちなみの創造に寄与するよう、宇治らしさを考慮した色彩およびデザインとする。		
建築物	意匠・形態	屋上設備 ○基本的には建築物内に收容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。	
	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。	
	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。	
	生産施設等	○道路から見える景観や遠くから見える景観に配慮するとともに、統一感のあるまちなみとしての形成に努める。	
	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、良好なまちなみ形成に留意したデザインとし、適切な植栽に努める。	
	色彩	屋根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
		外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
		緑化(植樹・植栽)	○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○歩行者空間を魅力ある空間とするよう、生垣等による緑化を積極的に行う。
	工作物	意匠全般 ○周辺との調和に配慮した色彩およびデザインとする。	
		色彩 ○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。	
	植栽 ○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。		

G：市街地地区



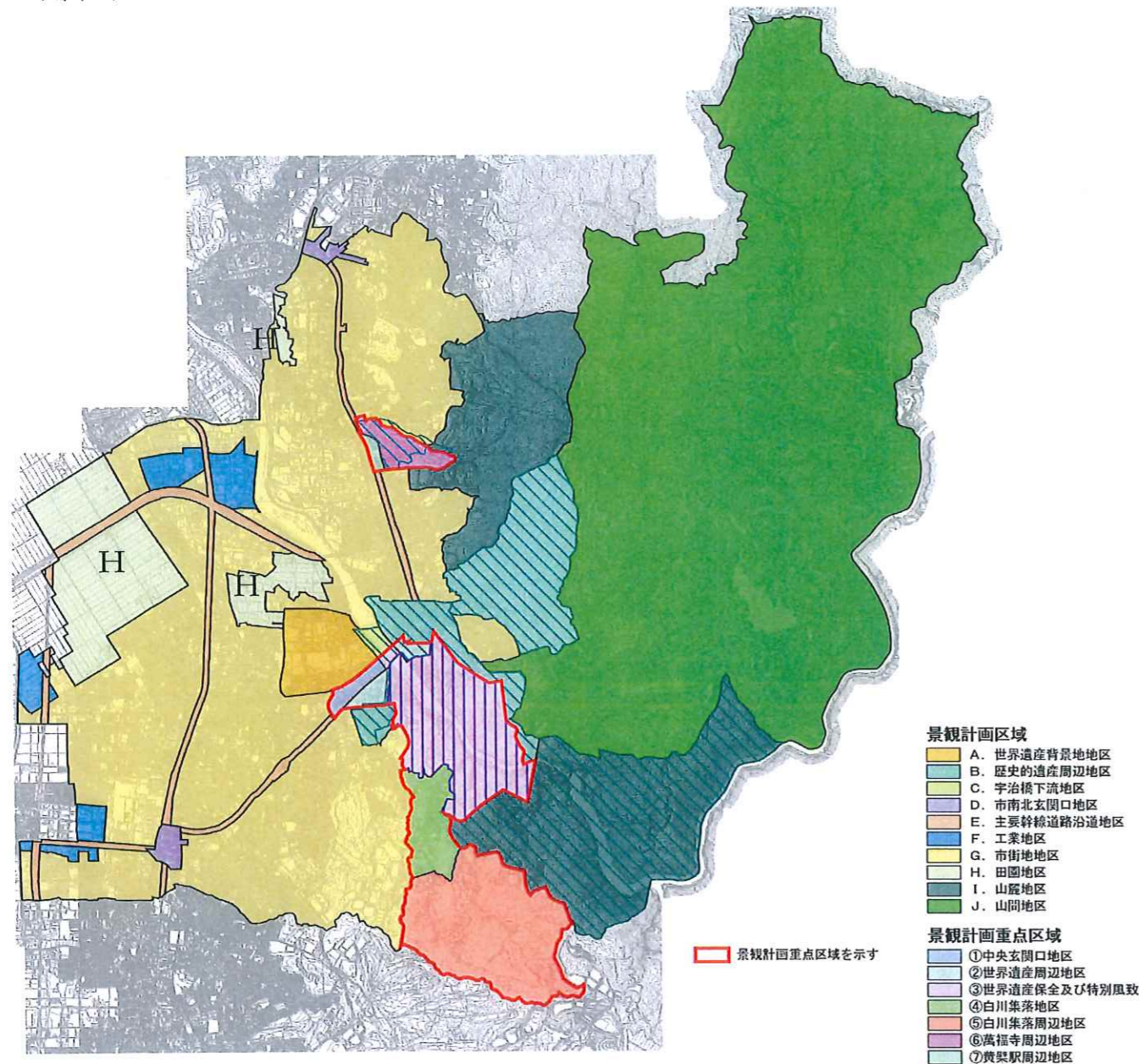
【G：市街地地区】

地区の概要	A～F地区、H～J地区、重点地区以外の市街化区域内にあたり、住居系用途地域を中心として準工業地域や近隣商業地域を含む地区である。 旧大和街道・旧奈良街道・宇治橋周辺などの街道筋や、天下峰～五雲峰の山麓を中心に形成された旧集落と、昭和30年代後半からの比較的敷地の大きい丘陵住宅地や平地での小規模住宅地など、多様な年代の住宅地が混在し、それぞれの時代を背景としたまちなみ景観が重層的に共存している。
誘導の視点	住居系用途地域においては、それぞれの地域の景観特性との調和に配慮し、お互いに心地よく住み続けることのできる落ち着いたある住宅地景観を保全・創出・育成する。 準工業および近隣商業地域においても、それぞれの地域特性を踏まえながら、周辺景観との調和や連続性のある景観を保全・創出する。

景観形成誘導指針

項目	目	誘導基準	
共通	配置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。	
	意匠全般	○美しいまちなみの創造に寄与するよう、周辺に調和したものとする。 ○美しい自然景観に調和したものとする。	
建築物	意匠・形態	屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。	
色彩	屋根	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R～10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR～10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y～10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY～7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。	
	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR～10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y～7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY～10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。	
	緑化（植樹・植栽）	○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○歩行者空間を魅力ある空間とするよう、生垣等による緑化を積極的に行う。	
工作物	意匠全般	○周辺との調和に配慮した色彩およびデザインとする。	
	色彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。	
	緑化（植樹・植栽）	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	

H：田園地区



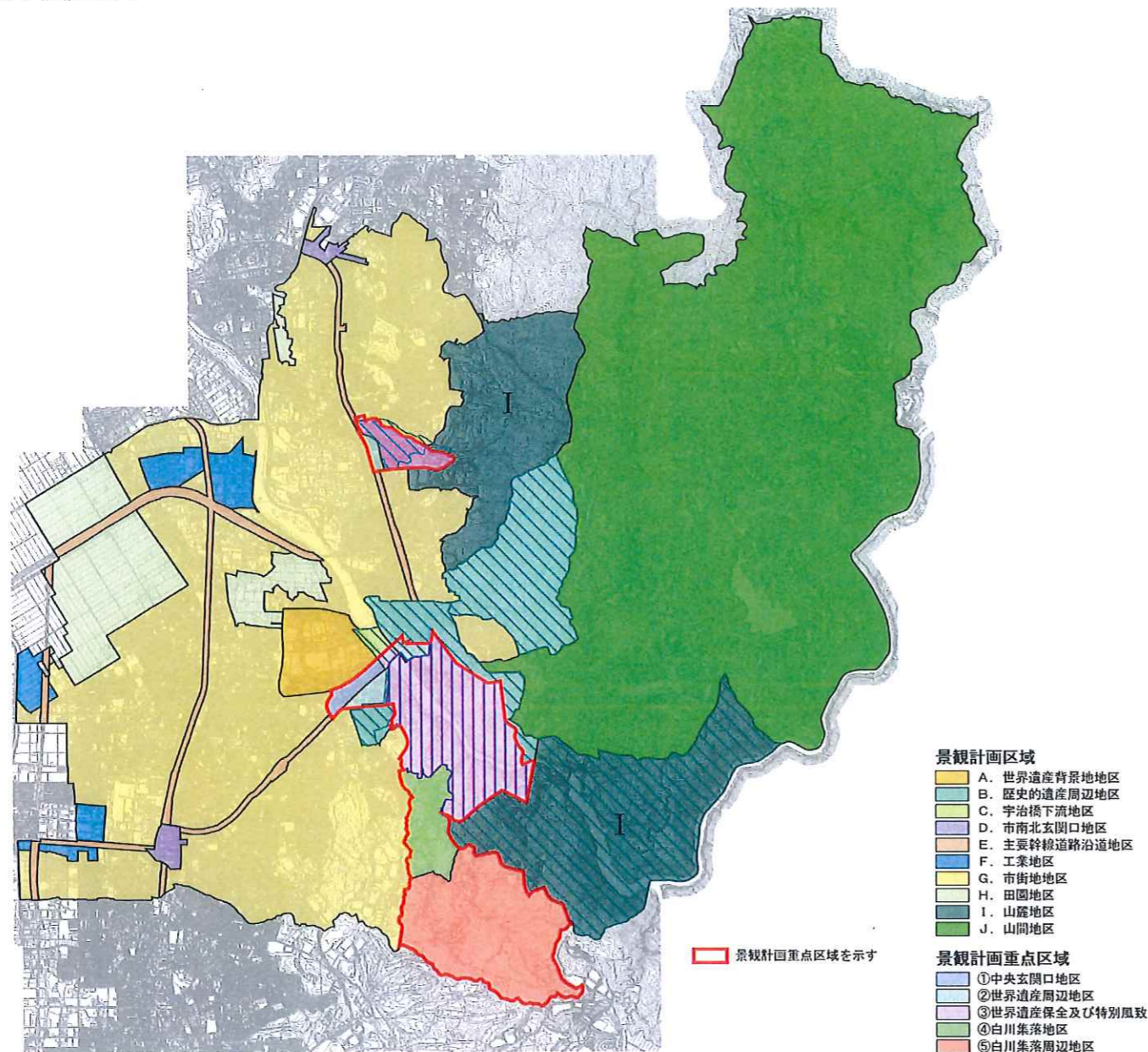
【H：田園地区】

地区の概要	市街化調整区域内の農地および湖沼にあたり、巨椋池干拓田や槇島の田畑・茶園、木幡池などで構成されるパノラマ景観が広がる地区である。四季折々の景色を楽しむことができるとともに、身近に自然の潤いや安らぎが感じられる。
誘導の視点	都市や市民生活に潤いや安らぎを与えてくれる貴重な空間として、担い手の育成などと併せて田園・茶畑・水面が広がる景観を保全・継承することを基本としつつ、土地利用に際しては、自然景観およびパノラマ景観との調和に特に配慮する。

景観形成誘導指針

項目	誘導基準	
共通	配置 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○土地利用に際しては、田園・茶園・水面が広がる景観との調和に配慮する。	
	意匠全般 ○美しいまちなみの創造に寄与するよう、周辺に調和したものとする。 ○美しい自然景観に調和したものとする。 ○周辺の田園景観と調和したものとする。	
建築物	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> 屋上設備 ○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。 屋外階段 ○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。 ベランダ・バルコニー、開放廊下 ○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。 建具 ○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。 付帯施設 ○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。
	色彩	屋根 ○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10YR 明度4以下 彩度4以下 1Y~7.5PB 明度3以下 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
		外壁 ○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10YR 明度5以上 彩度5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度4以下 2.5GY~10GY 明度7以上 彩度2以下 2.5BG~7.5PB 明度7以上 彩度1以下 無彩色 N3.0~N7.5 を基調とする。
	緑化（植樹・植栽）	○田園地域の豊かな自然景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○歩行者空間を魅力ある空間とするよう、生垣等による緑化を積極的に行う。
	工作物	意匠全般 ○周辺との調和に配慮した色彩およびデザインとする。
		色彩 ○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。
		緑化（植樹・植栽） ○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。

I：山麓地区



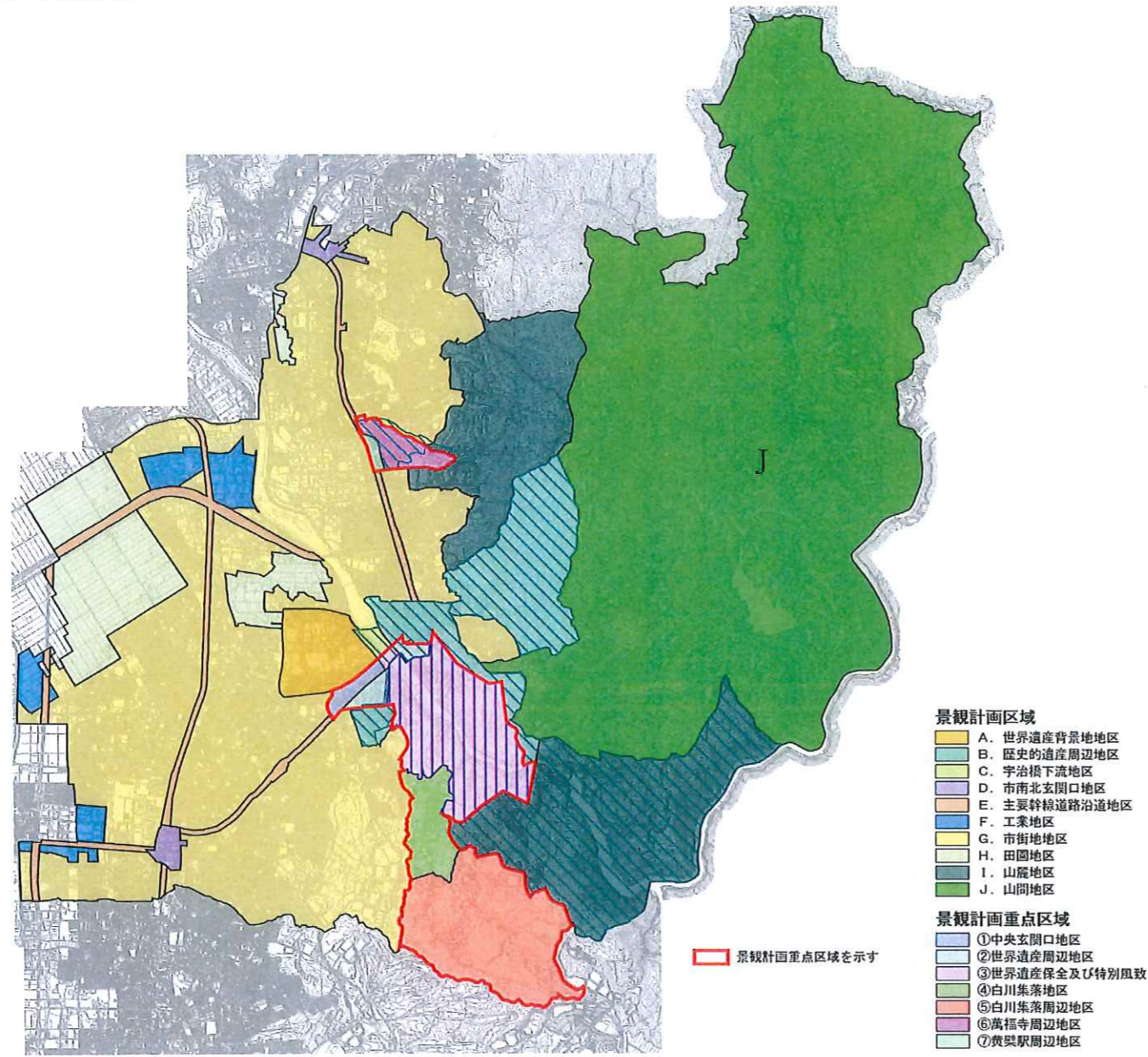
【I：山麓地区】

地区の概要	天下峰～五雲峰の山麓丘陵地として、河川軸である宇治川から東側を眺望した尾根筋を結んだ山並みスカイラインが南北に連なり、また、宇治川上流に広がる山麓は緑豊かな大パノラマ景観を形成しており、一部風致地区に該当する。 市街地に隣接する部分では黄檗公園やゴルフ場が整備されている。
誘導の視点	山麓丘陵地の裾野に広がる低層の住宅地景観の背景として、また、河川軸である宇治川上流の緑豊かな大パノラマを構成する遠景として、山並みスカイラインを侵すような土地の形質の変更、宇治川から山頂を見上げた際に山麓景観が大きく変化することがないように修景を行うなど、四季を彩る緑豊かな自然景観や、連続する山並み景観を保全・継承する。

景観形成誘導指針

項	目	誘導基準
共通	配置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○山並みスカイラインを侵すことのないように、造成等土地の区画、形質の変更や建築物等の建築に配慮し、宇治川から山頂を見上げた際に山麓景観が大きく変化することがないように配置計画に努める。
	意匠全般	○美しいまちなみの創造に寄与するよう、周辺に調和したものとする。 ○美しい自然景観に調和したものとする。
建築物	屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。
	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○遠景眺望として宇治川から眺めた時に目立たないように工夫する。
	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。
色彩	屋根	○屋根の色彩は 2.5R～10YR 明度4以下 彩度4以下 1Y～7.5PB 明度4以下 彩度2以下 無彩色 N1.0～N7.5 を基調とする。
	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R～10YR 明度5以上 彩度4以下 1Y～7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY～10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N3.0～N7.5 を基調とする。
	緑化（植樹・植栽）	○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
工作物	意匠全般	○山並みスカイラインの自然景観を損なわないデザインとする。
	色彩	○基調となる色彩は低彩度のものとする。 ○山並みスカイラインや山麓の自然景観を損なわない色彩とする。 ○宇治川の河川整備では、周辺と調和する色彩とする。
	緑化（植樹・植栽）	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。

J：山間地区



【J：山間地区】

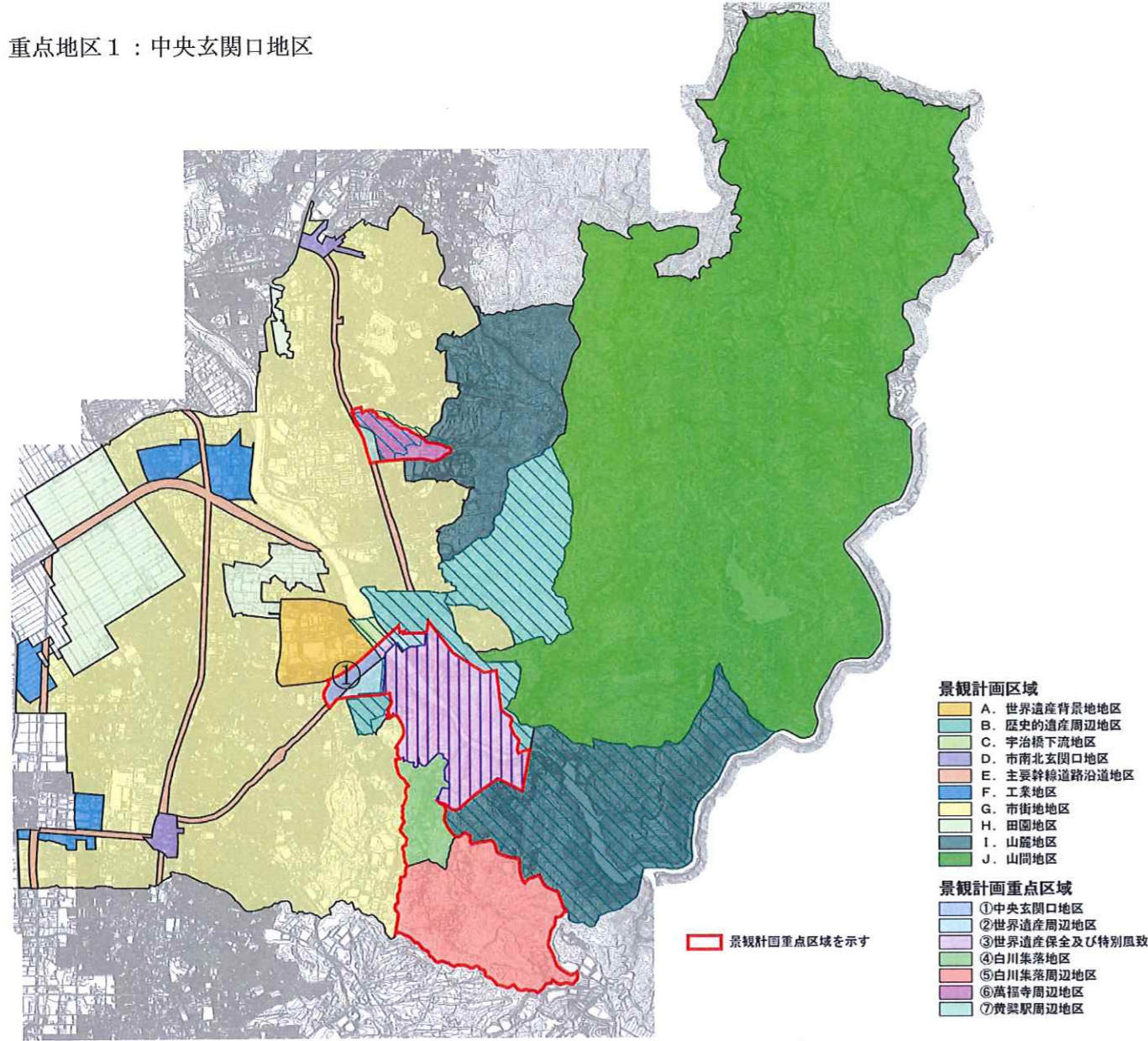
地区の概要	山麓より東側に広がる山間地で、市街化調整区域及び都市計画区域外にあたる。谷あい形成された山間集落地では石積棚田や里山など、昔ながらの集落地景観を望むことができる。
誘導の視点	里山や棚田の景観資源を保全・育成するとともに、志津川・炭山・笠取など緑豊かな森林景観と調和する谷あいの集落地景観、また、集落から見た山並みスカイラインの景観の保全を進める。

景観形成誘導指針

項目	誘導基準	
共通	配置 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○里山や棚田の自然景観を阻害することのないよう留意する。	
	意匠全般 ○美しい山間集落地の景観に寄与するよう、美しい自然景観に調和したものとする。	
建築物	意匠・形態	屋上設備 ○基本的には建築物内に收容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
	屋外階段 ○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。	
	ベランダ・バルコニー、開放廊下 ○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。	
	建具 ○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。	
	付帯施設 ○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。	
	色彩	屋根 ○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10YR 明度4以下 彩度4以下 1Y~7.5PB 明度3以下 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
		外壁 ○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10YR 明度5以上 彩度5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度4以下 2.5GY~10GY 明度7以上 彩度2以下 2.5BG~7.5PB 明度7以上 彩度1以下 無彩色 N3.0~N7.5 を基調とする。
	緑化（植樹・植栽）	○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
	工作物	意匠全般 ○山並みスカイラインを山頂の東側から望むため、その自然景観を損なわないデザインとする。
		色彩 ○自然景観を損なわない色彩とする。
緑化（植樹・植栽） ○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。		

6-1-2 景観計画重点区域における行為の制限

重点地区1：中央玄関口地区



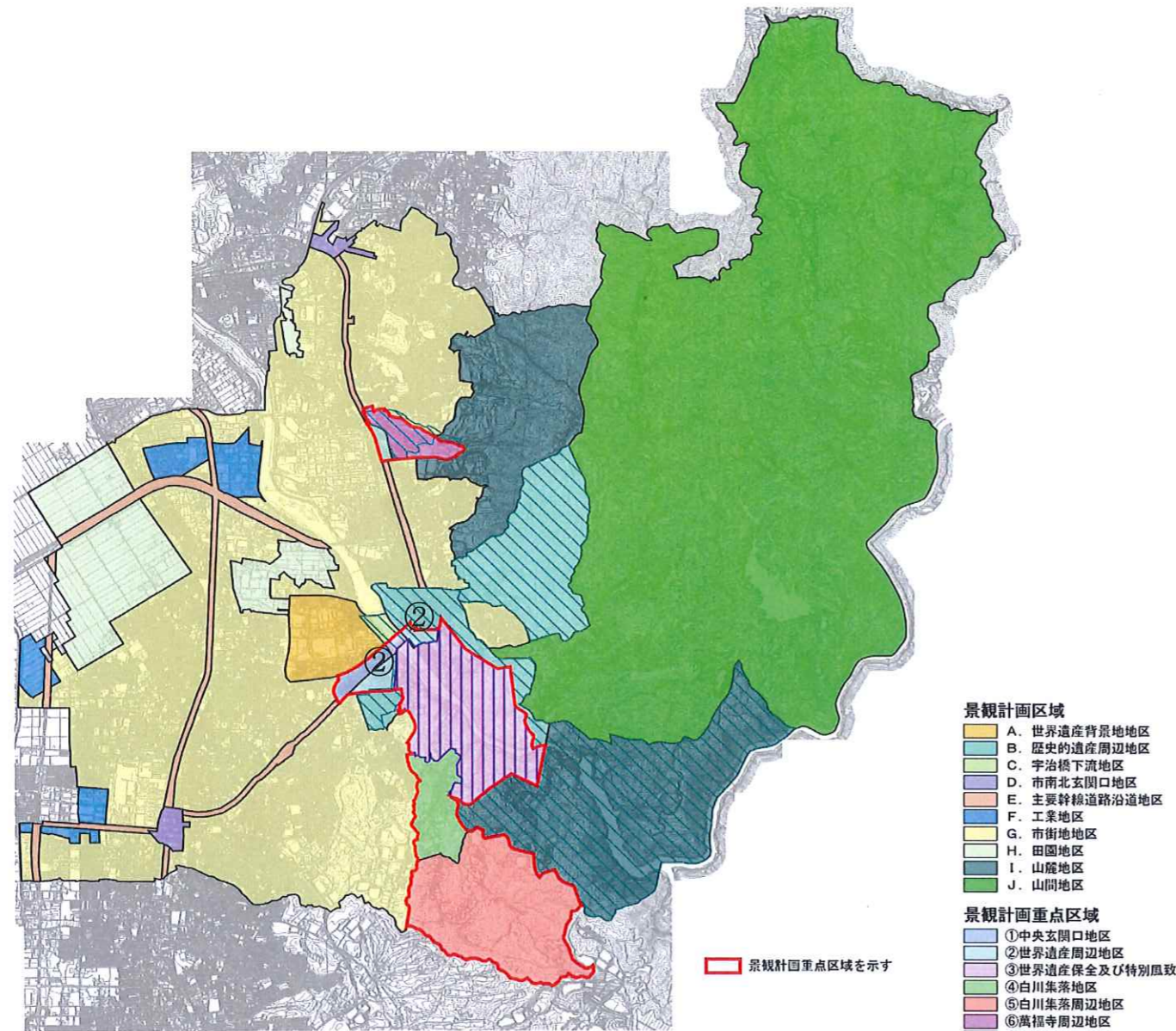
【重点地区1：中央玄関口地区】

地区の概要	宇治市の中央玄関口であるJR宇治駅の東側にあたり、本市の中核拠点の一角として商業地域、近隣商業地域に指定されている。また、JR宇治駅南口周辺や宇治橋通り沿いは、地域住民の日常生活の場となっており、飲食店や土産物屋等が数多く立ち並び、観光の拠点地区として多くの観光客が集まるにぎわいのある地区である。
誘導の視点	世界遺産（平等院、宇治上神社）の背景として、特に高さのある建築物や工作物について景観的な配慮を求めるとともに、宇治市の中央玄関口であるJR宇治駅と世界遺産を結ぶ重要な動線として、世界遺産の歴史的・文化的な景観との調和を前提としながら、にぎわいが感じられる宇治市の顔となる景観を保全・創出・育成を進める。

景観形成誘導指針

項目	誘導基準		
共通	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、世界遺産から見えないよう努める。	
	配置	○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○道路側に有効な広場、公開空地を必要に応じて確保する。	
	意匠全般	○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわない形状、色彩およびデザインとする。 ○世界遺産の背景地および宇治市の中央玄関口として、世界遺産や周辺のまちなみに調和した色彩およびデザインとする。	
建築物	意匠・形態	屋根	○美しいまちなみの創造に寄与する屋根形状とする。
		壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋上設備	○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
建築物	色彩	屋根	○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
		外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
緑化（植樹・植栽）		○世界遺産を有し、豊かな自然景観をもつ宇治らしい景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○壁面後退による道路等に面する部分は、開放性のある緑化を積極的に行う。	
工作物	意匠全般		○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわないようにする。
	色彩		○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。
	植栽		○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。
垣、さく、塀、擁壁		○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロック塀（着色は工作物の色彩基準を遵守） 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の色彩基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。	
土地の区画および形質の変更		○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
木竹の伐採		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

重点地区2：世界遺産周辺地区



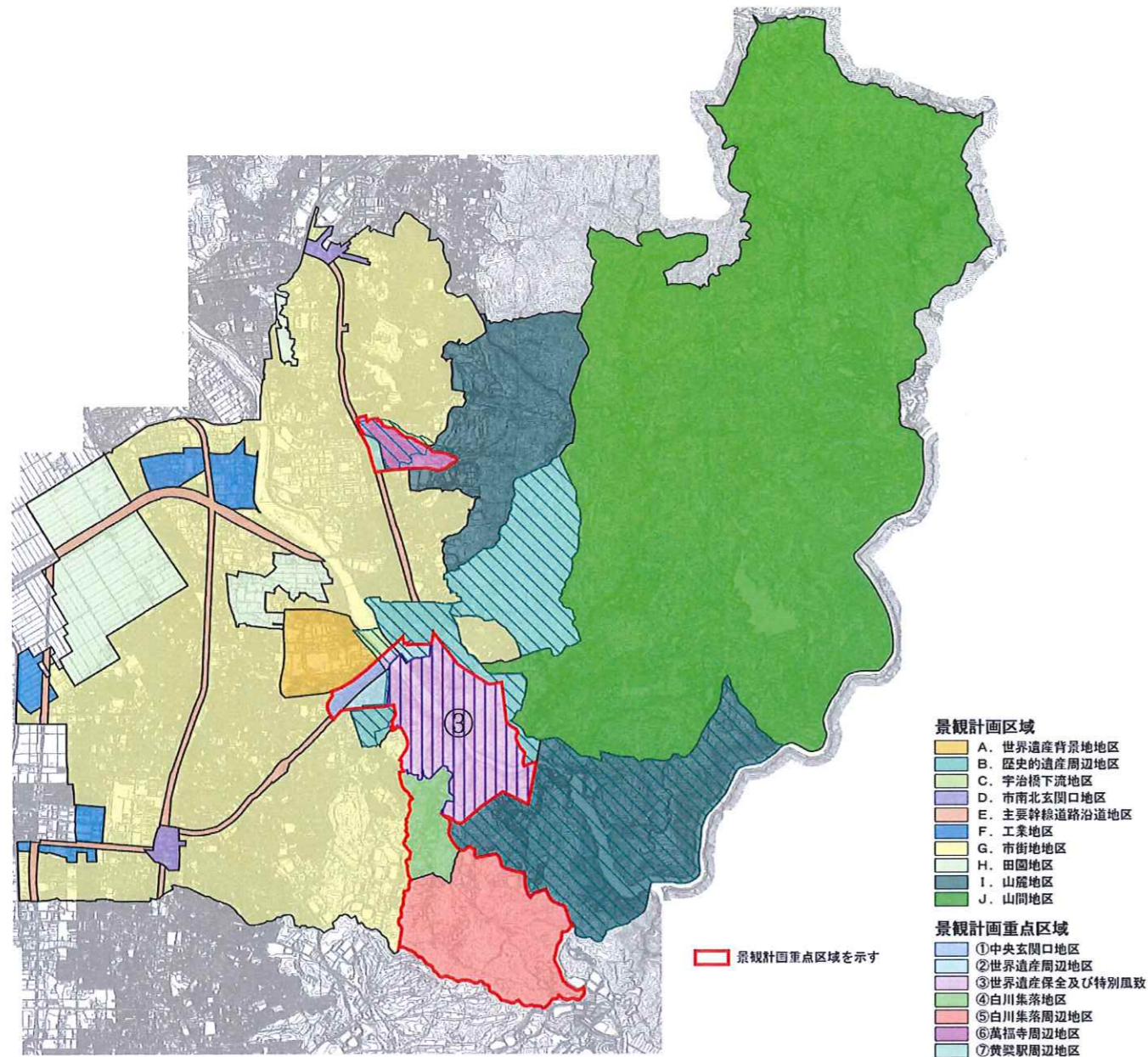
【重点地区2：世界遺産周辺地区】

地区の概要	本市の中核拠点の一角を構成し、世界遺産（平等院、宇治上神社）の背後地にあたる。第一種住居地域及び近隣商業地域に指定され、また、大半が風致地区（高さ制限15m）に指定されている。 東西南北に基盤目状に走る本町通り・縣通り・伍町通りなどの道路を基本としながら、そこを斜めに宇治橋通りが貫き、これらが作り出す三角形の街区が市街地の基本形となっており、近年の発掘調査において、宇治地区の各所から平安後期の邸宅跡や庭園跡、道路遺構が発見された。また、世界遺産に接近する歴史のある地区であり、歴史性や統一感のある建物が広がっている。
誘導の視点	世界遺産の背後地として、特に高さのある建築物や工作物について景観的な配慮を求めるとともに、世界遺産の歴史的・文化的な景観と調和する景観を保全・育成を進める。

景観形成誘導指針

項目	誘導基準		
共通	配置	<ul style="list-style-type: none"> ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○立地場所が道路の正面に位置する場合は、道路からの正面性を確保する。 ○周辺建築物との壁面の位置に配慮する。（壁面線は、周辺に揃える。） ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車場等は、道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。 	
	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ○世界遺産および歴史的遺産の景観を損なわないよう工夫し、周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○地階を除く階数が3以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において3階以上は2階壁面より3m後退させる。 	
建築物	意匠・形態	屋根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。
		壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋上設備	○屋上に設備は、設けない。
		屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	色彩	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
		屋根	<ul style="list-style-type: none"> ○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は、 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
	緑化（植樹・植栽）	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
		意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○敷地内に地域の歴史の伝承や景観形成に寄与している木竹が現存する時は、保全を行う。
工作物	色彩	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、世界遺産から見えないよう努める。	
	植栽	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い目立たないように工夫する。	
	垣、さく、塀、擁壁	○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。 ○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。 ○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロック塀（着色は工作物の色彩基準を遵守） 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の色彩基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。	
土地の区画および形質の変更	○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		
木竹の伐採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		

重点地区3：世界遺産保全および特別風致地区



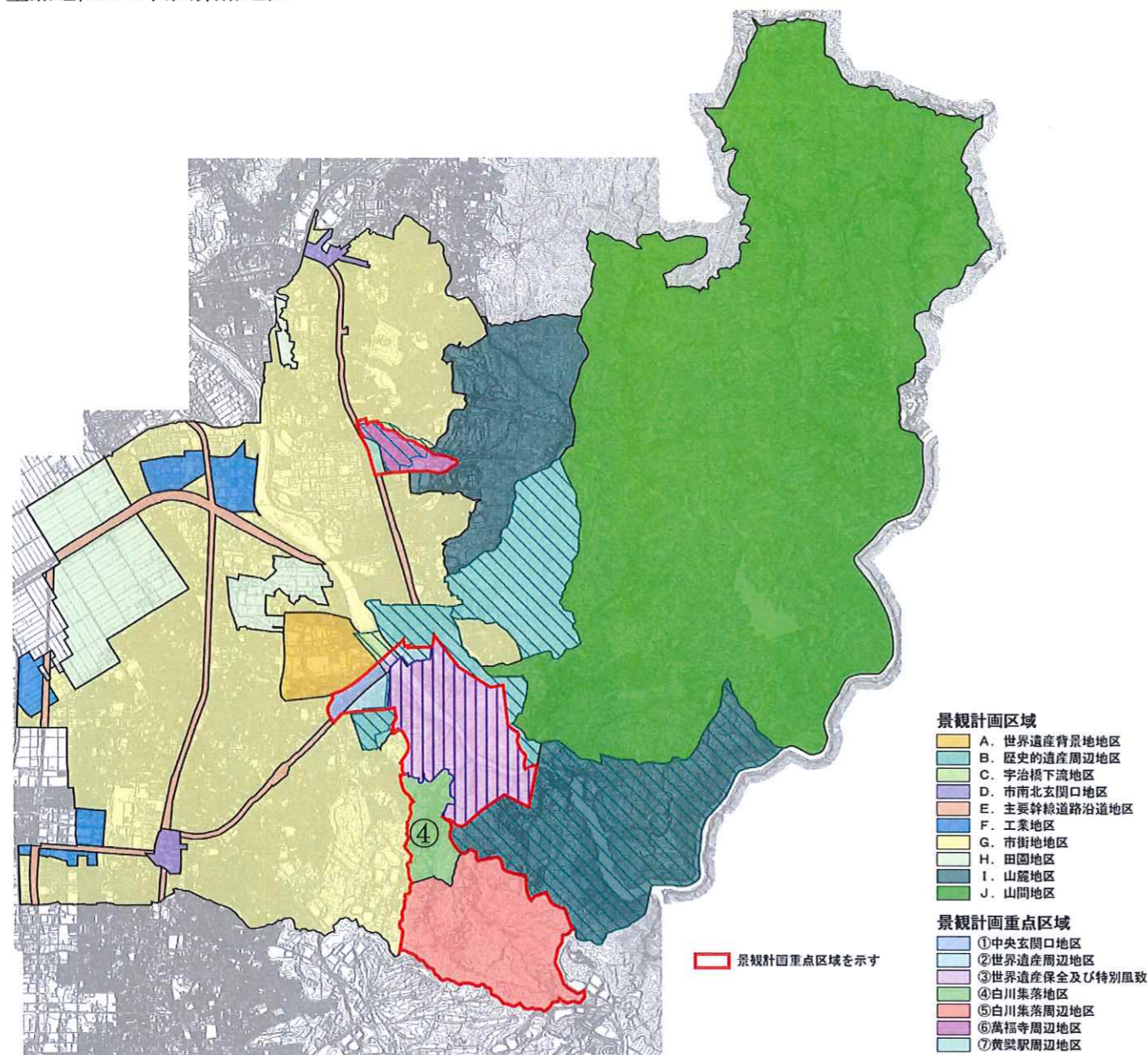
【重点地区3：世界遺産保全および特別風致地区】

地区の概要	世界遺産（平等院、宇治上神社）の周辺は第一種住居地域で、それ以外は市街化調整区域である。 宇治橋の上流域にあたり、世界遺産の平等院及び宇治上神社を有するとともに、宇治川兩岸の仏徳山及び槇ノ尾山などの山麓丘陵地により構成されており、地区全域が特別風致地区（高さ制限 10m）に指定されているほか、風致地区（高さ制限 15m）、琵琶湖国定公園区域にも指定されており、眺望が確保されている。
誘導の視点	宇治市を象徴するシンボリックな景観として、世界遺産の歴史的・文化的な景観と宇治川の清流、大吉山（仏徳山）及び槇ノ尾山の自然の風致が織りなす美しい景観を厳に維持・継承する。

景観形成誘導指針

項目	誘導基準		
共通	配置	○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○立地場所が道路の正面に位置する場合は、道路からの正面性を確保する。 ○周辺建築物との壁面の位置に配慮する。（壁面線は、周辺に揃える。） ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車場等は、道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。	
	意匠全般	○世界遺産および歴史的遺産の景観を損なわないよう工夫し、周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○地階を除く階数が3以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において3階以上は2階壁面より3m後退させる。	
建築物	屋根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。	
	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。	
	屋上設備	○屋上に設備は、設けない。	
	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとし、露出しない。	
	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○世界遺産や道路等から見えないようにする。	
	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。	
	付帯施設	○駐車場、自転車置き場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○無機質な素材（コンクリート、ブロック等）の使用は、避ける。	
	色彩	屋根	○いぶし和瓦のような色彩とする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
		外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度5以上 彩度6.5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
	緑化（植樹・植栽）	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。 ○敷地内に地域の歴史の伝承や景観形成に寄与している木竹が現存するときは、その保全を行う。	
工作物	意匠全般	○世界遺産周辺の景観を守るため、世界遺産から見えないよう努めるとともに周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないように工夫する。	
	色彩	○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。	
	植栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロック塀（着色は工作物の色彩基準を遵守） 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の色彩基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない。		
土地の区画および形質の変更	○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		
木竹の伐採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		

重点地区4：白川集落地区



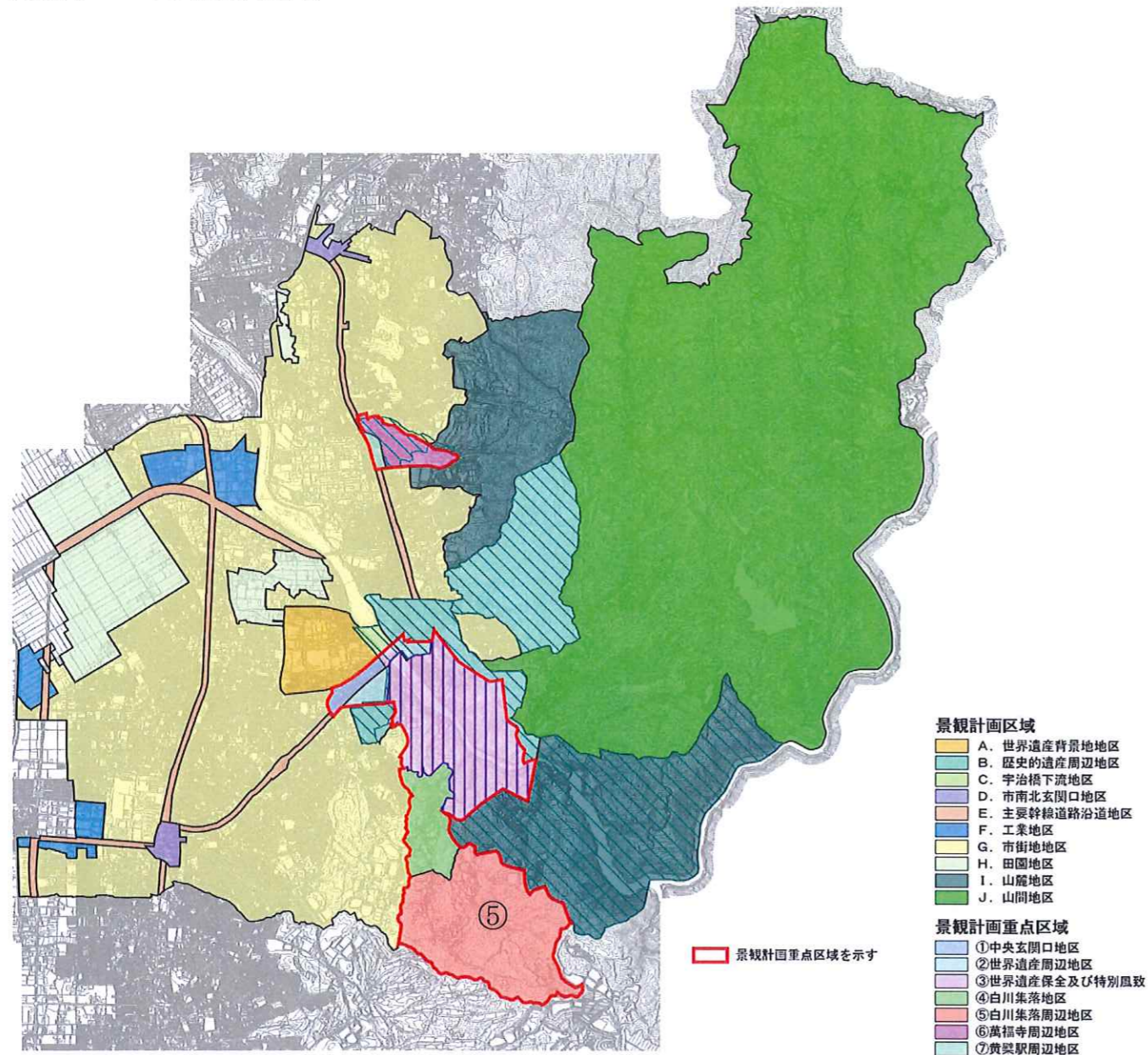
【重点地区4：白川集落地区】

地区の概要	重点地区3から続く南北に細長い小盆地の谷あい位置し、国の重要文化財である白山神社拜殿を有する地区で、棚田や段丘状に連なる茶園、昔ながらの石積み塀や板塀、白壁の残る集落のまちなみ、それらを取り囲む里山の緑が一体となった景観を形成している。また、室町後期に勃興していた中宇治における茶栽培の影響を受け、白川においても茶園が広がっていき、まとまった茶園が維持されている。
誘導の視点	茶園や茶園景観、里山景観を保全する。

景観形成誘導指針

項目	誘導基準
共通	配置 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○道路との境界部分は、まちなみの連続性を確保するため築地塀等の設置に努める。
	意匠全般 ○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○建築物の高さについては近隣の建築物と調和させることとする。
建築物	屋根 ○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
	壁面設備 ○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
	屋上設備 ○屋上に設備は設けない。
	屋外階段 ○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
	ベランダ・バルコニー、開放廊下 ○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
	建具 ○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設 ○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
	色彩 屋根 ○いぶし和瓦のような色彩とする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10YR 明度4以下 彩度4以下 1Y~7.5PB 明度3以下 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
	外壁 ○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10YR 明度5以上 彩度5以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度4以下 2.5GY~10GY 明度7以上 彩度2以下 2.5BG~7.5PB 明度7以上 彩度1以下 無彩色 N3.0~N7.5 を基調とする。 但し、漆喰(白色のものに限る)、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準については適用しない。
	緑化(植樹・植栽) ○茶畑等周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。
工作物	意匠全般 ○周辺の里山景観と調和した色彩およびデザインとするとともに周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないように工夫する。
	色彩 ○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)
	植栽 ○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。
	垣、さく、塀、擁壁 ○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材(木・竹・石など)又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
土地の区画および形質の変更	○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
木竹の伐採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

重点地区5：白川集落周辺地区



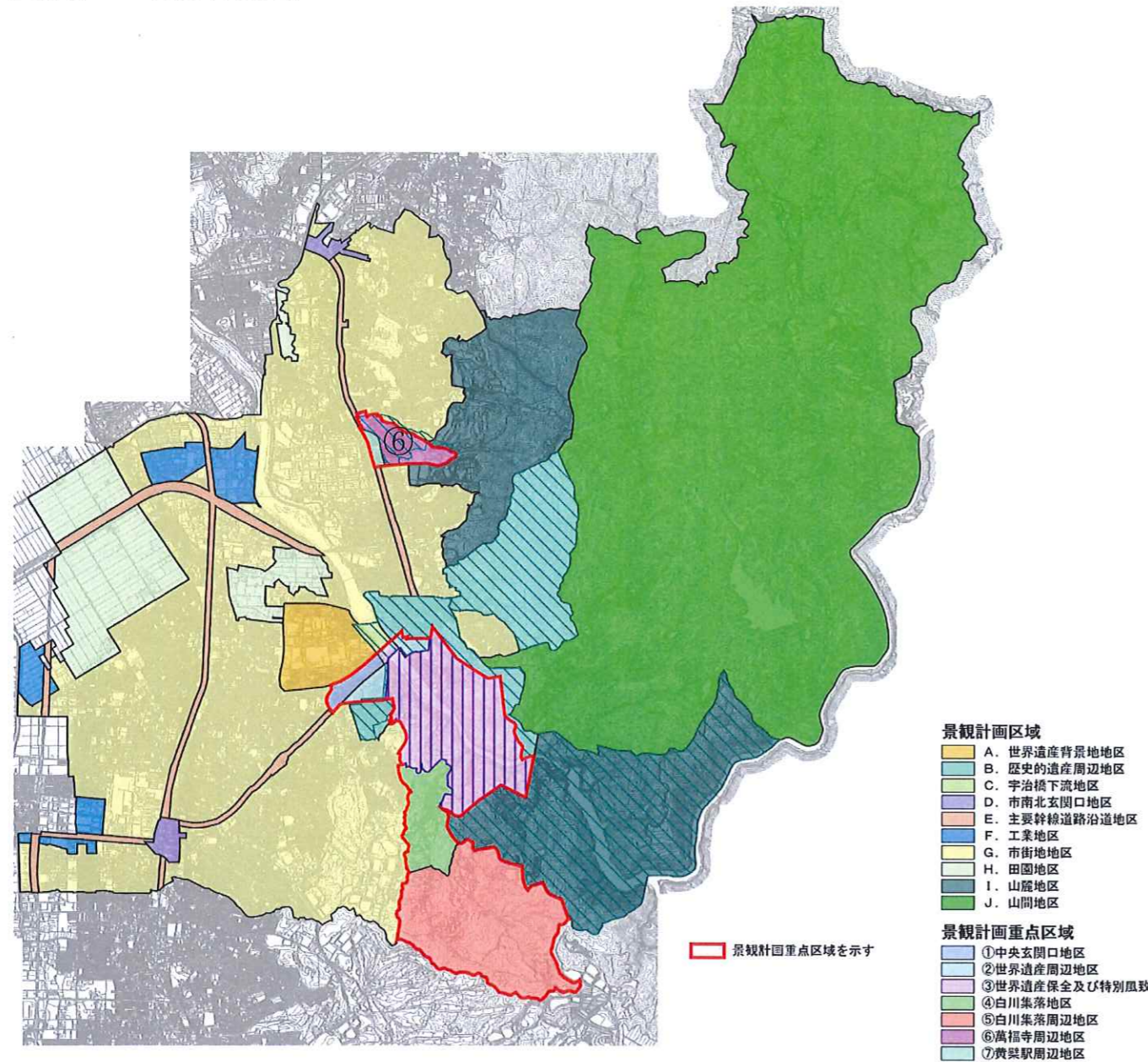
【重点地区5：白川集落周辺地区】

地区の概要	重点地区4から続く小盆地の谷あい位置し、覆下栽培等の茶園や棚田状の田畑が広がる山間地で、沿道には製茶工場のほか小規模な工場等が立地している。
誘導の視点	工場など、里山景観や茶園景観との調和を保全する

景観形成誘導指針

項目	誘導基準		
共通	配置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。	
	意匠全般	○周辺の里山景観と調和した色彩およびデザインとする。 ○建築物の高さについては近隣の建築物と調和させることとする。	
建築物	意匠・形態	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋上設備	○屋上に設備は設けない。
		屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	生産施設等	付帯施設	○道路から見える景観や遠くから見える景観に配慮するとともに、里山景観に配慮したデザインとなるように努める。 ○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。
		色彩	屋根
	外壁		○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10YR 明度7以上 彩度4以下 1Y~7.5Y 明度8以上 彩度2以下 2.5GY~7.5PB 明度8以上 彩度2以下 無彩色 N3.0~N7.5 を基調とする。 但し、漆喰(白色のものに限る)、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準については適用しない。
	緑化(植樹・植栽)	○茶畑等周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地境界部の植樹・植栽を積極的に行う。	
工作物	意匠全般	○周辺の里山景観と調和した色彩およびデザインとするとともに周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないように工夫する。	
	色彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 無彩色 N3.0~7.5 を基調とする。	
	植栽	○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。 ○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材(木・竹・石など)又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない	
土地の区画および形質の変更	○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		
木竹の伐採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		

重点地区6：萬福寺周辺地区



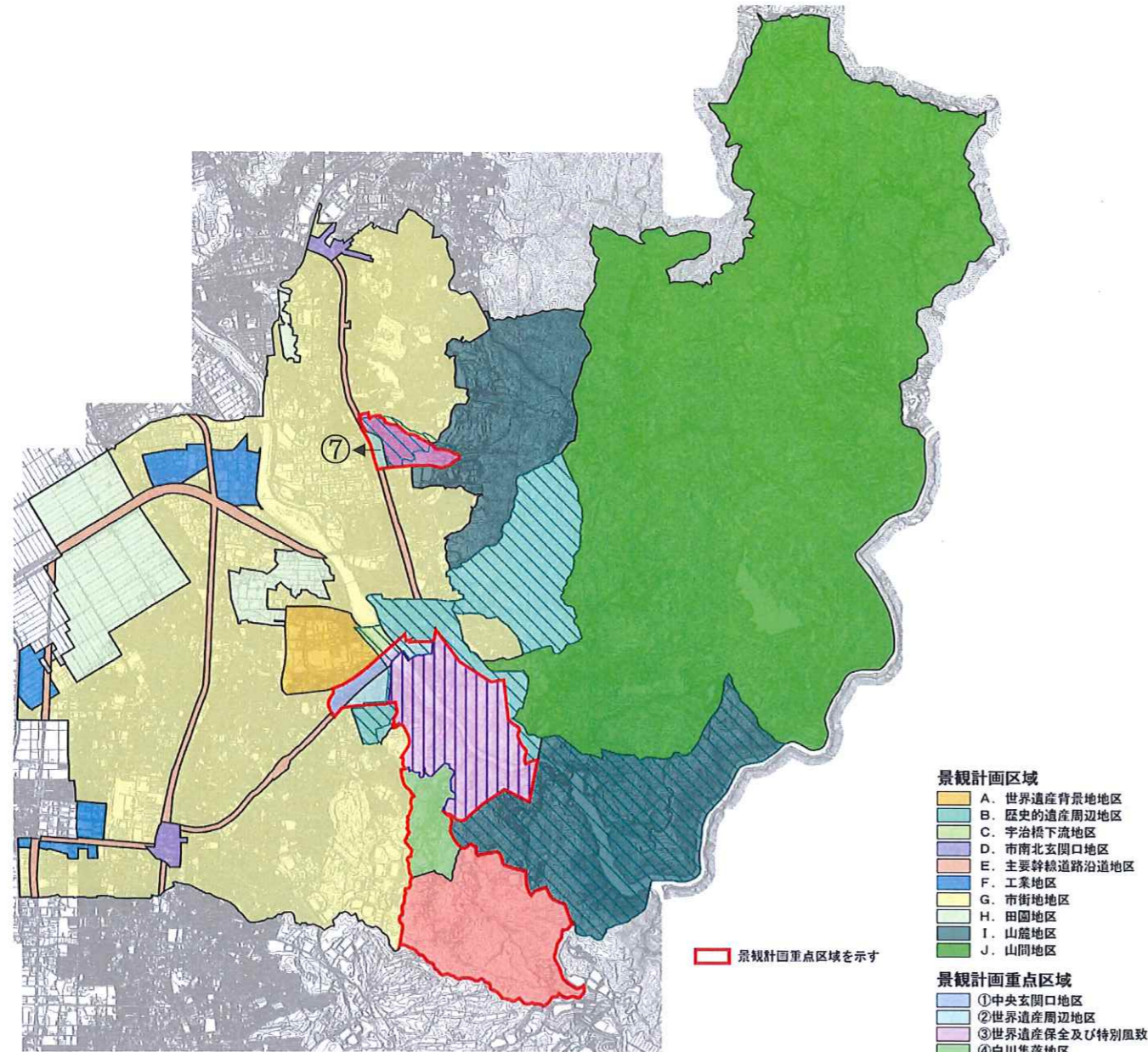
【重点地区6：萬福寺周辺地区】

地区の概要	歴史的遺産であり国の重要文化財である萬福寺を有する地区である。萬福寺周辺は旧街道沿いの趣ある雰囲気を継承するため、建物外構や敷地内緑化等が積極的に行われ、緑豊かな景観が形成されている。また、地区内に勾配屋根のある民家が多く、道路舗装の高質化も行われており、趣のある旧街道沿いの雰囲気が現在も継承されている。
誘導の視点	歴史的遺産を有する地区であるため、旧街道沿いの趣あるまちなみと風情を感じさせる雰囲気を継承し、豊かな自然景観と調和した景観形成を進める。萬福寺からの眺望景観の背景となる区域（萬福寺内の指定視点場から東側の高峰山を眺望した場合に視界に入る範囲）については、眺望に配慮した景観を保全する。

景観形成誘導指針

項目	誘導基準	
共通	歴史的遺産の背景要素	○宇治市の特徴的景観を代表する歴史的遺産の背景を守るため、萬福寺境内の定められた視点場から東側方向を眺望した場合に、その眺望景観に入らないよう努める。
	配置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車スペース等は道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため生垣もしくは塀等の設置に努める。
	意匠全般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○建築物の高さについては近隣の建物と調和させる。
建築物	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。やむを得ず外壁に露出する場合は、壁面の色彩と調和させる。
	屋上設備	○屋上に設備は設けない。
	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	○立体駐車場等、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置する。やむを得ず道路等から見える位置に配置する場合は、生垣もしくは塀等の設置によりできるだけ見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
	屋根	○いぶし和瓦のような色彩とする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10YR 明度4以下 彩度4以下 1Y~7.5PB 明度4以下 彩度2以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
	外壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10YR 明度5以上 彩度4以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N3.0~N7.5 を基調とする。 但し、漆喰（白色のものに限る）、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準は適用しない。
	緑化（植樹・植栽）	○豊かな自然景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
工作物	意匠全般	○歴史的遺産周辺の景観を守るため、歴史的遺産から見えないように努めるとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い目立たないように工夫する。
	色彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。 ○豊かな自然景観にとけこむよう工夫する。
	植栽	○豊かな自然景観を形成するため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
土地の区画および形質の変更	○土地の区画および形質の変更を行う際には、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。周辺景観への影響について配慮する。	
木竹の伐採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

重点地区7：黄檗駅周辺地区



【重点地区7：黄檗駅周辺地区】

地区の概要	歴史的遺産を有する地区に隣接し、J R黄檗駅前にあたり府道京都宇治線が縦断することから、住宅を中心に沿道サービス型の建築物が混在し、多様な景観が形成されている。
誘導の視点	歴史的遺産である萬福寺への主要な動線にあたる地区として、沿道の建築物が歴史的な雰囲気と調和が感じられるように、落ち着いたあるまじき景観を保全する。

景観形成誘導指針

項 目	誘 導 基 準		
共通	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○道路との境界部分は、まちなみとしての一体感や連続性を確保する。 ○駐車スペース等は道路等から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、生垣もしくは塀等の設置に努める。	
	意 匠 全 般	○歴史的遺産を有する地区の隣接地にあるため、当該地区の景観を損なわない形状、色彩およびデザインとする。	
建 築 物	意匠・形態	屋 根	○周辺の建築物に合わせた屋根形状とする。
		壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。やむを得ず外壁に露出する場合は、壁面の色彩と調和させる。
		屋 上 設 備	○基本的には建築物内に收容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
		屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	色 彩	付 帯 施 設	○立体駐車場等、倉庫、設備機器等については、道路等からできるだけ見えない位置に配置するよう工夫するとともに、適切な植栽もしくは塀等の設置に努める。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
		屋 根	○光沢のない灰色を基調とするなど低彩度のものとする。 ○屋根の色彩は 2.5R~10YR 明度4以下 彩度6以下 1Y~7.5PB 明度4以下 彩度4以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
	工 作 物	外 壁	○基調となる色彩は、落ち着いた低彩度のものとする。 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10YR 明度5以上 彩度6以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6以下 2.5GY~10RP 明度7以上 彩度2以下 無彩色 N3.0~N9.0 を基調とする。 但し、焼板これらに類する自然素材のものは明度・彩度の基準は適用しない。
		緑 化 (植 樹 ・ 植 栽)	○敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
意匠全般	意 匠 全 般	○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。	
	色 彩	○基調となる色彩は、周辺と調和する低彩度のものとする。	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
土 地 の 区 画 お よ び 形 質 の 変 更	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材(木・竹・石など)又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない	
	木 竹 の 伐 採	○土地の区画および形質の変更を行う際には、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。周辺景観への影響について配慮する。	
		○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

イ：平等院表参道地区



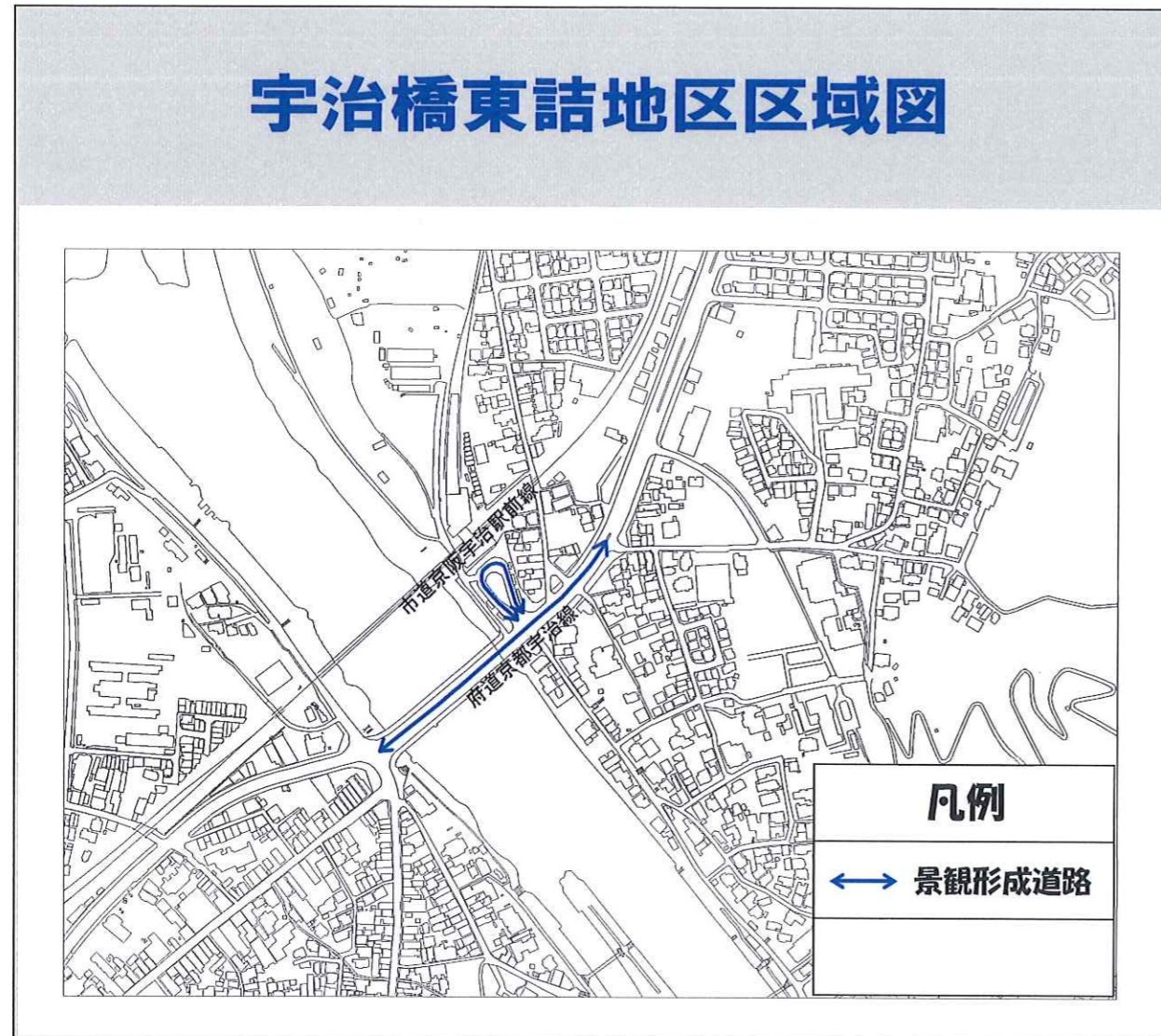
【イ：平等院表参道地区】

地区の概要	主にJR宇治駅から宇治橋通りを通過して平等院へ訪れる人の主要な動線であり、特別風致地区及び国定公園に指定され景観が守られている。本地区の2路線は、宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定され、無電柱化や道路舗装の高質化が行われたことから、町家風あるいは蔵造り風の意匠を継承した建築物との一体的な景観が形成されている。
誘導の視点	府道平等院線は、世界遺産平等院への玄関口として、歴史的なまちなみ景観を保全するとともに、連続して軒線が揃った見通し（ビスタ）景観を保全し、歴史的な雰囲気を残す。市道宇治 233 号線は対岸であるあさぎり通りから眺めた際の眺望景観を保全する。
景観形成道路	府道平等院線 市道 2 3 3 号線

景観形成誘導指針

項 目	誘 導 基 準		
共通	配 置	○景観形成道路に面する部分については、周辺のまちなみと一体性のある色彩、デザインおよび植栽とする。	
	意 匠 全 般	○町家風、蔵造り風の色彩およびデザインとする。 ○単純な色彩およびデザインの壁面としない。	
建 築 物	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。	
	壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。	
	屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。	
	屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。	
	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。	
	建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。	
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。	
	色 彩	屋 根	○屋根の色彩は 2.5G~10B 明度 5 以下 彩度 6 以下 無彩色 N1.0~N7.0 を基調とする。
		外 壁	○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5YR~10YR 明度 3 以上 彩度 4 以下 2.5Y~7.5Y 明度 3 以上 彩度 4 以下 (但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度（特に低い明度、彩度）を可とする) 無彩色 N1.0~N9.5 を基調とする。
	緑 化 (植 樹 ・ 植 栽)	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。	
照 明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。		
意 匠 全 般	○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。		
工 作 物	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度 4 彩度 2 7.5GY 明度 5 彩度 2 5.0Y 明度 4 彩度 2 7.5Y 明度 3 彩度 1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植 栽	○敷地内の植樹・植栽を積極的に行う。	
	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない	
土地の区画および形質の変更	○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		
木 竹 の 伐 採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		

口：宇治橋東詰地区



【口：宇治橋東詰地区】

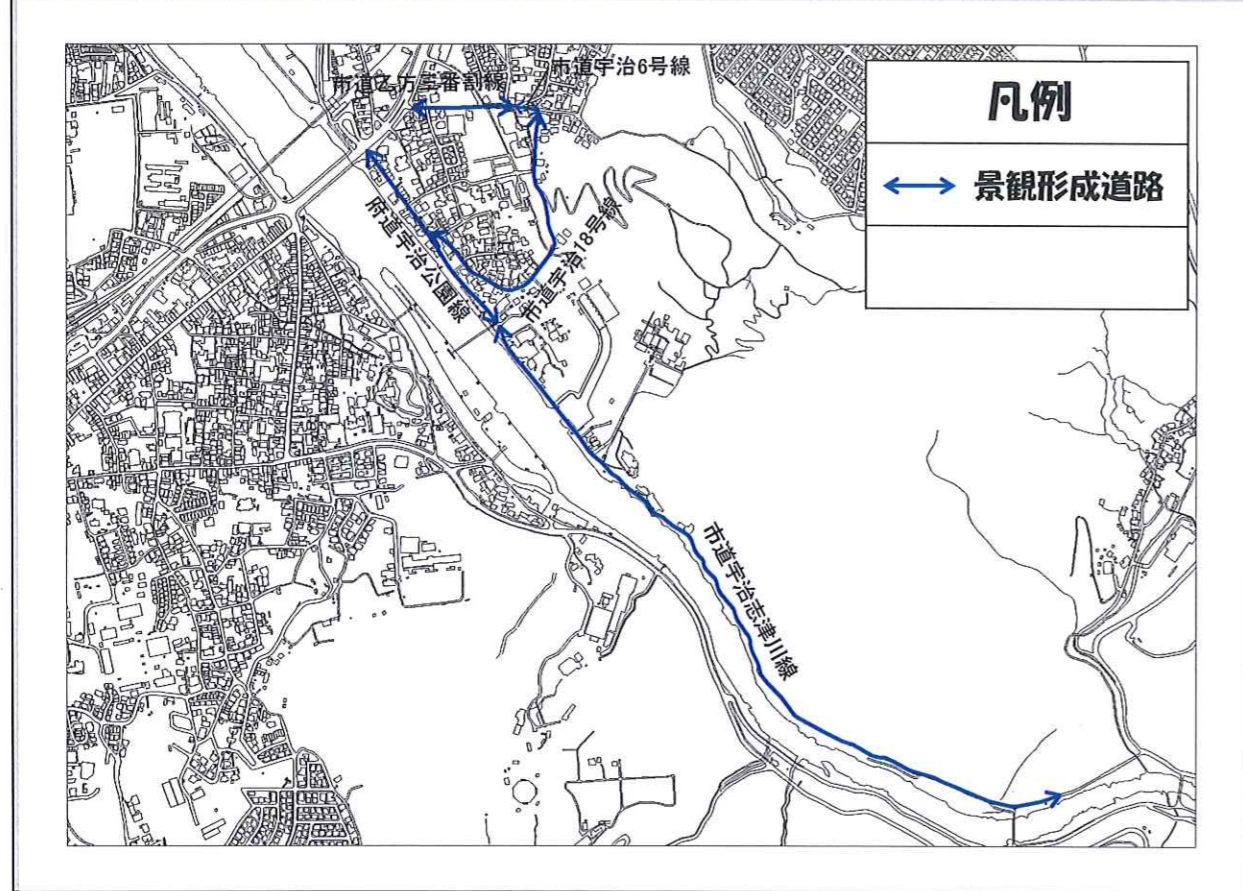
地区の概要	宇治橋東詰に位置し、世界遺産への観光動向の起終点となっている近隣商業地域、および風致地区である。京滋バイパス宇治東ICを利用して世界遺産（平等院、宇治上神社）へ訪れる人の主要な動線を有する地区である。また、京阪宇治駅前、比較的新しい建築物が立地する地区である。
誘導の視点	宇治市を訪れた人が最初に宇治らしさを感じる場所の一つとして、世界遺産（平等院、宇治上神社）へ向かう期待感を高めるため歴史を感じさせる雰囲気の良い景観を保全・創出する。また、宇治橋は橋自体が景観資源であり、宇治川上流と下流及び橋からの雄大なパノラマ景観を眺望する視点場でもあることから、適切な維持管理による景観の保全を進める。
景観形成道路	府道京都宇治線 市道京阪宇治駅前線

景観形成誘導指針

項目	誘導基準		
共通	配置	○景観形成道路に面する部分については、周辺のまちなみと一体性のある色彩、デザインおよび植栽とする。	
	意匠全般	○周辺のまちなみと調和した“和”をイメージした色彩およびデザインとする。	
建築物	意匠・形態	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋上設備	○屋上に設備は設けない。
		屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	色彩	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
		屋根	○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
	緑化（植樹・植栽）	外壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度7以上 彩度10以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6.5以下 無彩色 N9.0~N10.0 を基調とする。
		照明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。
工作物	意匠全般	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。	
	色彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植栽	○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。	
土地の区画および形質の変更	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない		
木竹の伐採	○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		
	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		

ハ：あさぎり通り、さわらびの道周辺地区

あさぎり通り、さわらびの道周辺地区区域図



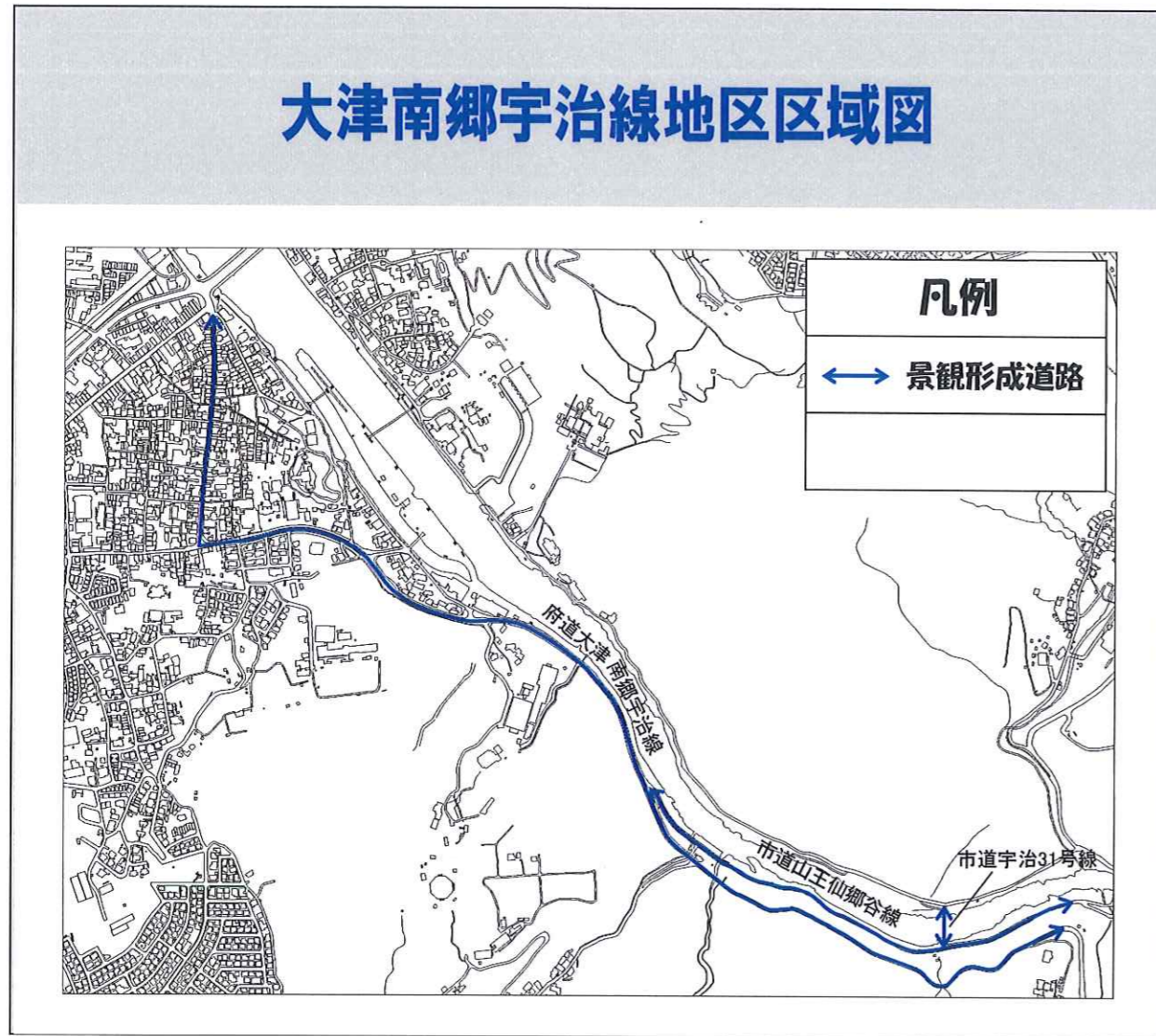
【ハ：あさぎり通り、さわらびの道周辺地区】

地区の概要	宇治川や仏徳山(大吉山)の裾野部分にあたり、自然的な景観要素に囲まれた商業集積地であり、宇治上神社、平等院等の観光動線上に位置している。本地区は国定公園内であり、かつ、特別風致地区(一部風致地区)内であり、眺望景観が守られている。本地区のすべての路線が宇治の文化的景観の景観重要構成要素に特定され、無電柱化や道路舗装の高質化、サクラ等の植樹や敷地内の緑化により、うるおいのある美しい通り景観が形成されている。
誘導の視点	世界遺産である宇治上神社や源氏物語にゆかりのある歴史的景観、宇治川の水辺景観から山麓そして山頂スカイラインへと続く眺望景観を維持・保全を進める。
景観形成道路	府道宇治公園線 市道牛志津川線 市道宇治18号線 市道宇治6号線 市道乙方三番割線

景観形成誘導指針

項	目	誘導基準
共通	配置	<ul style="list-style-type: none"> ○景観形成道路に面する部分については、周辺のまちなみと一体性のある色彩、デザインおよび植栽とする。 ○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用する等周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○駐車場等は道路から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、築地塀等の設置に努める。
	意匠全般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。
建築物	屋根	○屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
	屋上設備	○屋上に設備は設けない。
	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
色彩	屋根	○屋根の色彩は 無彩色 N1.0～N7.0 (いぶし和瓦色) を基調とする。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5YR～10YR 明度 2.3 以上 彩度 4 以下 (但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度(特に低い明度、彩度)を可とする) 無彩色 N8.0～N9.5 を基調とする。
	緑化(植樹・植栽)	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
	照明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。
工作物	意匠全般	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度 4 彩度 2 7.5GY 明度 5 彩度 2 5.0Y 明度 4 彩度 2 7.5Y 明度 3 彩度 1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)
	植栽	○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。
	垣、さく、塀、擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材(木・竹・石など)又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 <p>なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない</p>
	土地の区画および形質の変更	○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。
	木竹の伐採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。

二：大津南郷宇治線地区



【二：大津南郷宇治線地区】

地区の概要	世界遺産平等院を中心として、縣神社や橋姫神社等の歴史的遺産と伝統的町家が残る府道大津南郷宇治線（一部は縣通り）沿いなど、宇治の文化的景観の景観重要構成要素を形成するエリアと、宇治川左岸から上流に向かっていくエリアに大きく分けられ、特別風致地区及び風致地区に指定されている。また、本地区のすべての路線が宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定され、特に平等院周辺においては道路舗装の高質化により、平等院周辺のまちなみの連続性が確保された。
誘導の視点	平等院に至る縣通りは平安時代には大和大路として存在しており、現在は景観を形成する重要な通りであることから、沿道の建築物と調和する景観の維持・保全を進める。宇治川の上流域では急峻な山麓丘陵地が迫る地形的条件を勘案し、道路としての安全性を確保しつつ、広域的な観光動線にふさわしい景観を形成する。
景観形成道路	府道大津南郷宇治線 市道山王仙郷谷線 市道宇治31号線

景観形成誘導指針

項 目	誘 導 基 準		
共通	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。	
	配 置	○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用するなど周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○駐車場等は道路から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、築地塀等の設置に努める。	
	意 匠 全 般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○地階を除く階数が3以上ある建築物にあっては、道路に面する壁面において3階以上は2階壁面より3m後退させる。 ○単純な色彩およびデザインの壁面としない。	
建築物	屋 根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。	
	壁 面 設 備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。	
	屋 上 設 備	○屋上に設備は設けない。	
	屋 外 階 段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。	
	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。	
	建 具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。	
	付 帯 施 設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。	
	色 彩	屋 根	○屋根の色彩は 無彩色 N1.0～N7.0（いぶし和瓦色）を基調とする。
		外 壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5YR～10YR 明度2.3以上 彩度4以下 （但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度（特に低い明度、彩度）を可とする） 無彩色 N8.0～N9.5 を基調とする。
	緑 化（植 樹・植 栽）	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。	
照 明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。		
工 作 物	意 匠 全 般	○世界遺産の背景地にあるため、世界遺産の景観を損なわないようにする。	
	色 彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 （電柱、街灯については、個別に協議を行う。）	
	植 栽	○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。	
垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない		
土地の区画および形質の変更	○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		
木 竹 の 伐 採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		

ホ：平等院周辺地区



【ホ：平等院周辺地区】

地区の概要	宇治川左岸に位置し、特別風致地区および国定公園に指定されている。来訪者が世界遺産平等院へアクセスする主要な観光動線として、また、塔の島および朝霧橋を介して宇治上神社へ至る回遊路となっている。土産物屋や飲食店が立ち並び、明治から昭和初期にかけての旅館群も見られるほか、平等院付近ではサクラ、マツ、モミジ等が植栽され、水と緑と歴史が融和した情緒ある景観が形成されている。また、市道宇治 233 号線（あじろぎの道）は宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定されており、無電柱化や道路舗装の高質化等が行われ、明治から昭和初期にかけての旅館群等との一体的な通り景観が形成され、周辺一帯の回遊する観光動線上に位置する。
誘導の視点	宇治川左岸から大吉山・明星山・五雲峰へと続くパノラマ景観の眺望と平等院への主要観光動線としての通り景観、サクラ、マツ、モミジ等の植栽が融和した景観の維持・保全を進める。
景観形成道路	市道宇治 2 3 3 号線 府道大津南郷宇治線

景観形成誘導指針

項目	誘導基準		
共通	配置	○宇治川と道路の両方に面する場合は、両方ともに正面性を確保する。 ○造成等土地の形質の変更を行う場合は、既存の地形を活用する等、周辺になじむ形状およびデザインとする。 ○駐車場等は道路から直接見えないように配慮し、まちなみの連続性を確保するため、築地塀等の設置に努める。	
	意匠全般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○単純な色彩およびデザインの壁面としない。	
建築物	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。	
	壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。	
	屋上設備	○屋上に設備は設けない。	
	屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。	
	ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。	
	建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。	
	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。	
	色彩	屋根	○屋根の色彩は 無彩色 N1.0～N7.0（いぶし和瓦色）を基調とする。
		外壁	○外壁の色彩は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 2.5YR～10YR 明度 2.3 以上 彩度 4 以下 （但し、柱、格子等については、これ以外の明度、彩度（特に低い明度、彩度）を可とする） 無彩色 N8.0～N9.5 を基調とする。
	緑化（植樹・植栽）	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。	
照明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。		
工作物	意匠全般	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の景観を守るため、周辺の景観と調和した色彩およびデザインとするとともに、周辺を緑化するなどの修景を行い、目立たないよう工夫する。	
	色彩	○工作物の色彩の制限は、彩度 10 より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度 4 彩度 2 7.5GY 明度 5 彩度 2 5.0Y 明度 4 彩度 2 7.5Y 明度 3 彩度 1 を基調とする。 （電柱、街灯については、個別に協議を行う。）	
	植栽	○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。	
垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない		
土地の区画および形質の変更	○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		
木竹の伐採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		

へ：宇治橋若森線地区



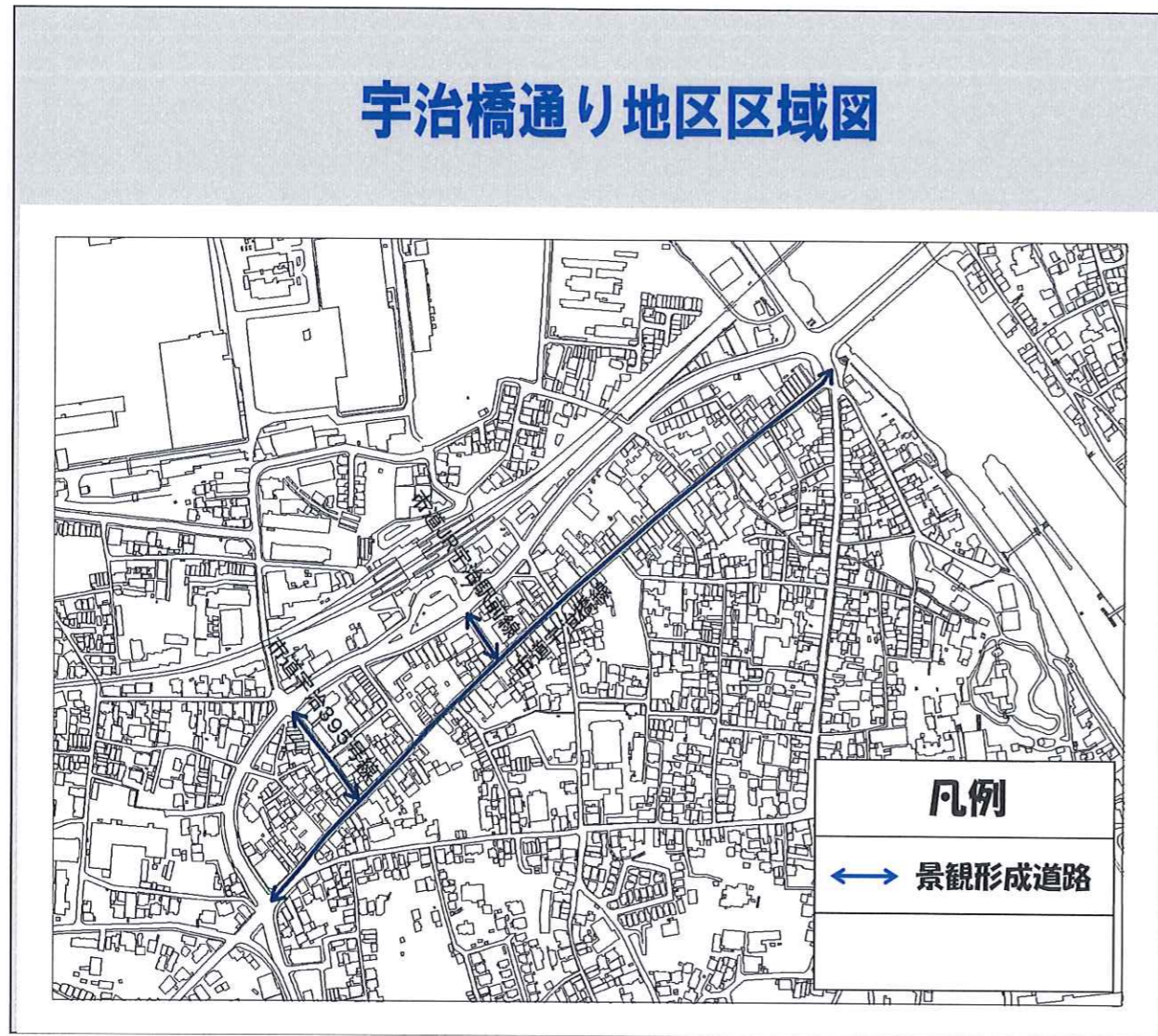
へ：宇治橋若森線地区

地区の概要	宇治市の中核拠点として、沿道は商業地域・近隣商業地域に指定されており、高層住宅やホテル、業務ビル等が立地している。JR宇治駅南口広場を中心に東西に延びる通りであり、東方は名神高速道路宇治東ICに至り、西方は宇治市役所に至るなど、広域的な交通動線の要衝に位置し、JR宇治駅前周辺は宇治市の中央玄関口として一部区間で無電柱化や歩道舗装の高質化が行われ、宇治橋通りへと続く景観の連続性が確保されている。
誘導の視点	府道宇治淀線は未整備区間の無電柱化促進により、宇治市の第一印象が高まる景観を形成しており、世界遺産（平等院、宇治上神社）への主な動線として、歴史性・文化性に配慮した宇治の顔づくりを進める。
景観形成道路	府道宇治淀線

景観形成誘導指針

項 目	誘 導 基 準	
共通	世界遺産の背景要素 ○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。	
	意匠全般 ○単純な色彩およびデザインの壁面としない。	
建築物	屋根 ○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。	
	壁面設備 ○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。	
	屋上設備 ○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は壁面を立ち上げるか、又は建築物と同色のルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。	
	屋外階段 ○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。	
	ベランダ・バルコニー、開放廊下 ○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。	
	建具 ○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色と調和させる。	
	付帯施設 ○駐車場、自転車置き場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。	
	色彩	屋根 ○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
		外壁 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度7以上 彩度10以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6.5以下 2.5G~2.5BG 明度3.5~7.0 彩度2~10 5B~7.5PB 明度6.5 彩度6 無彩色 N5.0~N9.0 を基調とする。
	緑化（植樹・植栽）	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。
照明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。	
	意匠全般 ○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。	
工作物	色 彩 ○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植 栽 ○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。	
	垣、さく、塀、擁壁 ○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない	
土地の区画および形質の変更	○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
木竹の伐採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

ト：宇治橋通り地区



ト：宇治橋通り地区

地区の概要	J R宇治駅から世界遺産（平等院、宇治上神社）へ向かう観光客の主要な動線上に位置し、露商店が立ち並び歴史的な建築物が混在している。また、中近世の道を継承する市道宇治橋線（宇治橋通り）は、沿道に茶師屋敷や茶商建物といった伝統的町家等の歴史的意匠を有する建築物が多く立ち並ぶことから、無電柱化や道路舗装の高質化が行われ、軒線が揃った風格のある見通し（ビスタ）景観が形成されている。
誘導の視点	世界遺産（平等院、宇治上神社）へ通じる歴史のある地区として、宇治の文化的景観の景観重要構成要素に特定され、茶商等の生業景観、地域発展に資するにぎわい景観、住民の身近な買い物等の生活景観など、歴史や観光と生活のバランスの取れた景観の保全を進める。
景観形成道路	府道宇治淀線 府道宇治小倉停車場線 府道宇治停車場線

景観形成誘導指針

項 目	誘 導 基 準	
共通	世界遺産の背景要素 ○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。	
	意匠全般 ○単純な色彩およびデザインの壁面としない。 ○1、2階を意匠的（軒や色彩）に区分するデザインとする。	
建築物	屋根 ○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。	
	壁面設備 ○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。	
	屋上設備 ○基本的には建築物内に収容するのが望ましい。やむを得ず屋上に設置する場合は壁面を立ち上げるか、又は建築物と同色のルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。	
	屋外階段 ○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。	
	ベランダ・バルコニー、開放廊下 ○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。	
	建具 ○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。	
	付帯施設 ○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。	
色彩	屋根 ○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。	
	外壁 ○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度7以上 彩度10以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6.5以下 無彩色 N9.0~N10.0 を基調とする。	
緑化（植樹・植栽）	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。	
照明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。	
意匠全般	○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。	
工作物	色 ○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 （電柱、街灯については、個別に協議を行う。）	
	植栽	○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。
	垣、さく、塀、擁壁	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材（木・竹・石など）又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難い場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない
土地の区画および形質の変更	○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	
木竹の伐採	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。	

チ：本町通り地区



チ：本町通り地区

地区の概要	縣神社と宇治神社御旅所を結ぶ世界遺産平等院の背後地にあたり、第一種住居地域かつ一部風致地区内に指定されており、良好な住宅地が広がっている。
誘導の視点	比較的良好な伝統的木造建築の町家が残されていることや、宇治の文化的景観の景観重要構成要素に指定されていることから、歴史的なまちなみの維持を図り、歴史的な建築物等の維持・保全を進める。
景観形成道路	市道縣神社御旅線

景観形成誘導指針

項目	誘導基準		
共通	世界遺産の背景要素	○宇治市のシンボル景観を代表する世界遺産を背景も含めて守るため、定められた視点から平等院鳳凰堂を眺望した場合に、その眺望景観に入らないこと。	
	意匠全般	○周辺のまちなみと調和した和風の色彩およびデザインとする。 ○単純な色彩およびデザインの壁面としない。	
建築物	意匠・形態	屋根	○陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
		壁面設備	○給排水管、ダクト等は、道路側の外壁に露出させないように設置する。
		屋上設備	○屋上に設備は設けない。
		屋外階段	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		ベランダ・バルコニー、開放廊下	○建築物本体と一体のデザインとなるよう工夫する。
		建具	○建築物の外観に係るアルミその他金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	色彩	付帯施設	○駐車場、自転車置場、倉庫、設備機器等については、道路等から見えない位置に配置するか、適切な植栽により見えないように工夫する。 ○まちなみ形成に留意した意匠・形態とする。 ○車庫の色彩は外壁の基準を準用する。
		屋根	○屋根の色彩は 2.5R~10R 明度5以下 彩度6以下 2.5YR~10YR 明度4.5以下 彩度10以下 1Y~10Y 明度4.5以下 彩度6以下 2.5GY~7.5PB 明度4.5以下 彩度6以下 無彩色 N1.0~N7.5 を基調とする。
	外壁	○外壁の色彩は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 2.5R~10R 明度5以上 彩度6.5以下 2.5YR~10YR 明度7以上 彩度10以下 1Y~7.5Y 明度7以上 彩度6.5以下 無彩色 N9.0~N10.0 を基調とする。	
	緑化(植樹・植栽)	○世界遺産および歴史的遺産の周辺の豊かな自然景観を広げるため、敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う。	
照明	○建築物等のライトアップを行う場合は、周辺の景観に配慮する。		
工作物	意匠全般	○周辺の景観と調和した色彩およびデザインとする。	
	色彩	○工作物の色彩の制限は、彩度10より高い色彩は禁止とする。 7.5YR 明度4 彩度2 7.5GY 明度5 彩度2 5.0Y 明度4 彩度2 7.5Y 明度3 彩度1 を基調とする。 (電柱、街灯については、個別に協議を行う。)	
	植栽	○敷地内の植樹、植栽を積極的に行う。	
土地区画および形質の変更	○垣、さく、塀又は擁壁を設ける場合は、原則として自然素材(木・竹・石など)又は伝統的な素材を用いることとし、これにより難しい場合は次のいずれかとする。 1) 化粧性のあるコンクリート又はコンクリートブロックを用いる場合は、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 2) 金属製のフェンスなどを用いる場合は、透視性があり、工作物の意匠全般の誘導基準を遵守すること。 3) 擁壁を設置する場合は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体を直接露出させないようにすること。 なお、道路その他の公共の場所から望見しないものである場合はこの限りでない		
木竹の伐採	○土地の区画および形質の変更を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		
	○木竹の保全に努めるとともにやむを得ず伐採を行う際には、周辺景観への影響について配慮する。		

6-2 その他の法令・条例に基づく行為の制限

6-2-1 風致地区・特別風致地区における行為の制限

都市計画法および宇治市風致地区条例に基づき、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の制限があります。

6-2-2 近郊緑地保全区域における行為の制限

近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の制限があります。

6-2-3 琵琶湖国定公園における行為の制限

自然公園法に基づき、工作物の新築・増築・改築、木竹の伐採、その他の行為の制限があります。

第7章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

第7章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

7-1 景観重要建造物の指定の基本的な考え方

文化財保護法に基づく登録有形文化財、京都府指定文化財、宇治市指定文化財である建造物については、文化財としての価値のみならず、その外観は良好な景観の形成にも重要なものです。また、これらの文化財に指定又は登録された建造物以外についても、積極的に景観重要建造物への指定を行います。

景観重要建造物の指定は、良好な景観の形成に重要と認められる形態意匠の有無及びその改造度合並びに建造物の維持保全の状態を確認し、建造物の所有者の意見を聴くほか、意匠、建築史その他景観又は建造物に関連する分野の専門家及び宇治市まちづくり審議会の意見を聴いて行います。

□ 景観重要建造物の指定の方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建造物を景観上重要な建造物として指定します。

- 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- 地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形として現れたものであり、地域を象徴する建造物であるもの

7-2 景観重要樹木の指定の基本的な考え方

宇治市名木百選に選定されている木々については、積極的に景観重要樹木への指定を行います。

景観重要樹木の指定は、樹木の所有者の意見を聴くほか、景観又は樹木に関連する分野の専門家及び宇治市まちづくり審議会の意見を聴いて行います。

□ 景観重要樹木の指定の方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見ことができ、次に示す項目に該当する樹木を景観上重要な樹木として指定します。

- 樹姿(樹高や樹形)が、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- 地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの

第8章

屋外広告物に関する行為の制限

第8章 屋外広告物に関する行為の制限

8-1 表示・掲出に関する基本的な事項

良好な景観の形成を図るため、建築物等の意匠・形態に関する行為の制限に併せて、景観の重要な要素である屋外広告物についても、その表示及び掲出物件の設置に関し、景観計画区域のそれぞれの地区の特色に合わせた意匠・形態、規模、色彩、照明などに係る行為の制限を以下に定めます。

また必要に応じて景観アドバイザーの意見を聞き、助言・指導を行います。

8-2 景観計画による行為の制限

景観計画区域内の地区ごとに、屋外広告物等の意匠、形態、規模、色彩、照明に係る行為の制限について定めます。

■市域全体に共通する許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物と一体的な意匠及び形態とすること。 (2) 色彩は、次のとおりとすること。 ア 彩度が10より高い色彩としないこと（軽微なものを除く。） イ 彩度が6.5以下を基調とすること。
広告塔	屋上広告塔	(1) 高さは、設置建築物等の高さの3分の1以下で、かつ、5メートル以下とすること。 (2) 幅は、広告塔の高さの3分の1以下とすること。 (3) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造であること。
	一般広告塔	(1) 幅は、広告塔の高さの3分の1以下とすること。 (2) 道路上に突き出さないものであること。 (3) 道路の交差点から20メートル以上離れた場所に設置すること。
軒下広告物	壁面に直接設置するもの(直描を含む。)	(1) 長さは、設置壁面の同一方向の長さを超えないこと。 (2) 道路上に突き出さないものであること。 (3) 同一壁面に同一内容は1個とすること。
	壁面から広告面が突き出して平行なもの	(1) 面積は、設置壁面の面積の4分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。 (2) 長さは、設置壁面の同一方向の長さを超えないこと。 (3) 道路上に突き出さないものであること。 (4) 同一壁面に同一内容は1個とすること。
	壁面から広告面が突き出して直角なもの	(1) 設置壁面から垂直方向に1メートル以上突き出していないこと。 (2) 道路上に突き出さないものであること。 (3) 同一壁面に同一内容は1個とすること。
屋上広告物	洋風屋根に設置するもの	(1) 縦は、3メートル以下とすること。 (2) 横は、屋根幅の3分の2以下で、かつ、10メートル以下とすること。 (3) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造であること。 (4) 屋根面に直描しないこと。
	和風屋根に設置するもの	(1) 縦は、2メートル以下とすること。 (2) 横は、屋根幅の3分の2以下で、かつ、10メートル以下とすること。 (3) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造であること。

	(4) 屋根面に直描しないこと。
立看板	(1) 縦は、2メートル以下とすること。 (2) 横は、1メートル以下とすること。 (3) 高さが30センチの脚を有すること。 (4) 設置の期間は、30日以内とすること。 (5) 道路上に設置しないこと。
建植広告物	(1) 著しい変形でないこと。 (2) 上下2段以上でないこと。
へい垣広告物	上端は、へい垣を超えないこと。
アーチ広告物	(1) 縦は、2メートル以下とすること。 (2) 設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること。
気球広告物	(1) 気球は、球型で、直径3メートル以下とすること。 (2) 網の長さは、45メートル以下とすること。 (3) ネット面に広告物を設置すること。 (4) 補助網を用いること。
横断幕	(1) 縦は、1メートル以下とすること。 (2) 設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域とすること。
幕広告	(1) 幅は、1.5メートル以下とすること。 (2) 長さは、11メートル以下とすること。 (3) 幕は、布地を用いること。
はり紙	(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。 (2) 1辺が1メートル以下とすること。 (3) 表示の期間は、30日以内とすること。 (4) 著しい変形でないこと。

■景観計画区域(景観計画重点区域を除く。)における許可の基準

広告物等の種類	許可の基準
全ての広告物等	(1) 意匠及び形態は、次のとおりとすること。 ア 世界遺産背景地地区、歴史的遺産周辺地区、宇治橋下流地区、市南北玄関口地区及び市街地・田園・山麓・山間地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、周辺の景観と調和した意匠とすること。 イ 主要幹線道路沿道地区及び工業地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、過度に目立たない意匠及び形態とすること。 ウ 建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、その支柱が見えないようにすること。 (2) 色彩は、次のとおりとすること。 ア 世界遺産背景地地区及び市街地・田園・山麓・山間地区に表示し、又は

		<p>設置する広告物等にあつては、背後の自然景観及び周辺の景観と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。</p> <p>イ 歴史的遺産周辺地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。</p> <p>ウ 宇治橋下流地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、世界遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。</p> <p>エ 市南北玄関口地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。</p> <p>オ 主要幹線道路沿道地区及び工業地区に表示し、又は設置する広告物等にあつては、沿道景観と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。</p>
広告塔	屋上広告塔	面積は、1面当たり15平方メートル以下で、かつ、合計30平方メートル以下とすること。
	一般広告塔	高さは、地上から15メートル(木造の広告塔は、地上から10メートル)以下とすること。
軒下広告物	壁面に直接設置するもの(直描を含む。)	面積は、設置壁面の面積の4分の1以下とすること。
	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり5平方メートル以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。
屋上広告物	洋風屋根に設置するもの	面積は、1面当たり15平方メートル以下で、かつ、合計30平方メートル以下とすること。
	和風屋根に設置するもの	(1) 面積は、1面当たり15平方メートル以下で、かつ、合計30平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、大棟を超えないこと。
建植広告物		(1) 面積は、30平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下とすること。

■景観計画重点区域全体に共通する許可の基準

広告物等の種類	許可の基準
全ての広告物等	(1) 周辺の景観と調和した意匠とすること。 (2) 建築物等の屋上に設置する広告物等にあつては、高さが当該広告物等を設

		<p>置する建築物等の各部の高さを超えないこと。</p> <p>(3) 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと。</p>
広告塔	屋上広告塔	面積は、1面当たり5平方メートル以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面に直接設置するもの(直描を含む。)	面積は、道路に面する壁面の場合は、設置壁面の面積の5分の1以下とし、それ以外の場合は、設置壁面の面積の10分の1以下とすること。
屋上広告物		面積は、1面当たり5平方メートル以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■風致地区全体に共通する許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		<p>(1) 映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと。</p> <p>(2) 高さは、地上から15メートル(特別風致地区(宇治市風致地区条例(平成26年宇治市条例第33号)第2条第1項に規定する特別風致地区をいう。以下同じ。))については、10メートル)以下とすること。</p>
軒下広告物	壁面に直接設置するもの	壁面に直描しないこと。
へい垣広告物		へい垣面に直描しないこと。

■景観計画重点区域のうち重点地区1(中央玄関口地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。
広告塔	一般広告塔	<p>(1) 面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。</p> <p>(2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。</p>
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。
建植広告物		<p>(1) 面積は、2.5平方メートル以下とすること。</p> <p>(2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。</p>
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観計画重点区域のうち重点地区2(世界遺産周辺地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1.5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観計画重点区域のうち重点地区3(世界遺産保全及び特別風致地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2) 特別風致地区にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観計画重点区域のうち重点地区4(白川集落地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (2) 里山景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度

		<p>合いの強い色彩を避けること。</p> <p>(3) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。</p> <p>(4) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。</p>
広告塔	一般広告塔	<p>(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。</p> <p>(2) 高さは、地上から3メートル以下とすること。</p>
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		<p>(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。</p> <p>(2) 上端は、地上から3メートル以下とすること。</p>
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観計画重点区域のうち重点地区5(白川集落周辺地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		<p>(1) 里山景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。</p> <p>(2) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。</p> <p>(3) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。</p>
広告塔	一般広告塔	<p>(1) 面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。</p> <p>(2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。</p>
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		<p>(1) 面積は、2.5平方メートル以下とすること。</p> <p>(2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。</p>
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観計画重点区域のうち重点地区6(萬福寺周辺地区)における許可の基準

広告物等の種類	許可の基準
---------	-------

全ての広告物等		(1) 歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (3) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から3メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、2.5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から3メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計2.5平方メートル以下とすること。

■景観計画重点区域のうち重点地区7(黄檗駅周辺地区)における許可の基準

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		背後の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から4メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(平等院表参道地区)

広告物等の種類	許可の基準
全ての広告物等	(1) 原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。

		<p>(2) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。</p> <p>(3) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。</p> <p>(4) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。</p>
広告塔	一般広告塔	<p>(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。</p> <p>(2) 高さは、地上から3メートル以下とすること。</p>
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		<p>(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。</p> <p>(2) 上端は、地上から3メートル以下とすること。</p>
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(宇治橋東詰地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		<p>(1) 特別風致地区にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。</p> <p>(2) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。</p> <p>(3) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。</p> <p>(4) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。</p>
広告塔	一般広告塔	<p>(1) 面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。</p> <p>(2) 高さは、地上から8メートル以下とすること。</p>
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。
建植広告物		<p>(1) 面積は、5平方メートル以下とすること。</p> <p>(2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。</p>
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(あさぎり通り、さわらびの道周辺地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 特別風致地区にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (2) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (3) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (4) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から3メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出して直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から3メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(大津南郷宇治線地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 特別風致地区にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (2) 高さは、地上から10メートル以下とすること。 (3) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (4) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (5) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出して直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。

	(2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物	面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■ 景観形成道路(平等院周辺地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 特別風致地区にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (2) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (3) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (4) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から3メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から3メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■ 景観形成道路(宇治橋若森線地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (3) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり5平方メートル以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から8メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり2.5平方メートル以下で、かつ、合計5平方メートル以下とすること。

建植広告物	(1) 面積は、5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物	面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(宇治橋通り地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (3) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1.5平方メートル以下とすること。 (2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物		面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

■景観形成道路(本町通り地区)

広告物等の種類		許可の基準
全ての広告物等		(1) 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩を避けること。 (2) サーチライト、レーザーその他の広範囲に光が漏れる照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。 (3) 点滅式又は可動式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと。
広告塔	一般広告塔	(1) 面積は、1面当たり1平方メートル以下で、かつ、合計2平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、地上から6メートル以下とすること。
軒下広告物	壁面から広告面が突き出しで直角なもの	面積は、1面当たり1.5平方メートル以下で、かつ、合計3平方メートル以下とすること。
建植広告物		(1) 面積は、1平方メートル以下とすること。

	(2) 上端は、地上から6メートル以下とすること。
へい垣広告物	面積は、へい垣面の面積の2分の1以下で、かつ、合計10平方メートル以下とすること。

第9章 景観重要公共施設の整備

第9章 景観重要公共施設の整備

景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園等、良好な景観の形成に重要な以下に掲げる公共施設を景観重要公共施設とします。

○景観重要公共施設

・道路

京都府道 宇治淀線、京都宇治線、平等院線、宇治公園線、大津南郷宇治線
万福寺線

宇治市道 宇治橋線、JR 宇治駅前広場線、JR 宇治駅前線、宇治 395 号線、
宇治志津川線、京阪宇治駅前線、宇治 18 号線、宇治 6 号線、
乙方三番割線、宇治 233 号線、山王仙郷谷線、宇治 31 号線、
県神社御旅線、白川浜山本線、五ヶ庄 71 号線、五ヶ庄 78 号線

・河川

一級河川 淀川（宇治川）

普通河川 寺川

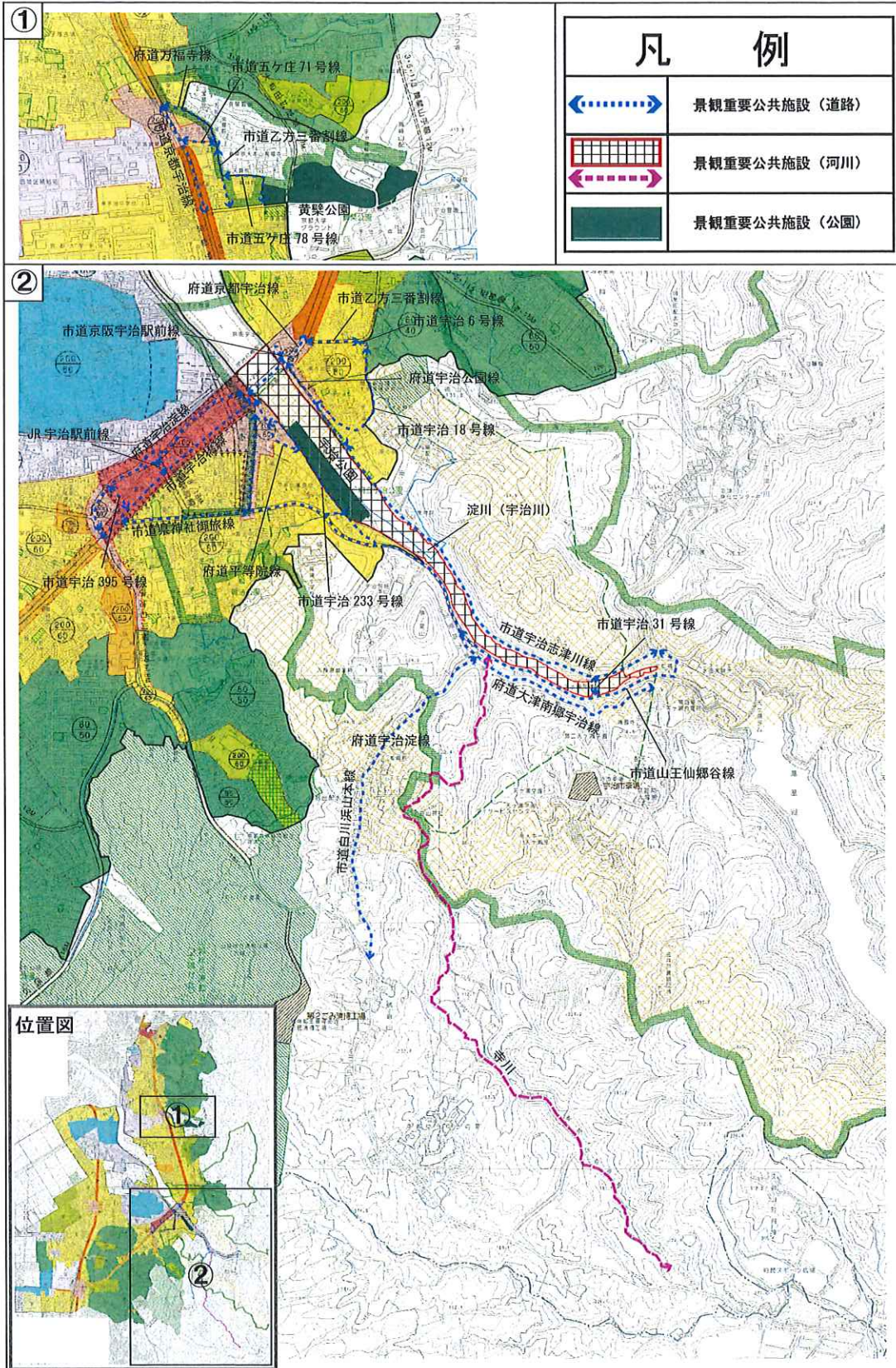
・公園

京都府立 宇治公園

宇治市立 黄檗公園

上記の景観重要公共施設の整備を行う際には本計画の方針に基づき景観に配慮するものとします。

● 景観重要公共施設区域図



宇治市景観計画

	平成 20 年 4 月 1 日	告示
(変更)	平成 21 年 12 月 11 日	告示
(第 2 回変更)	平成 24 年 12 月 14 日	告示
(第 3 回変更)	令和 6 年 月 日	告示

連絡・問合せ先

京都府宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地

TEL 0774-22-3141 (代)